

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（修正案）

新	旧
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン 第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン</p> <p>本市は、関東大震災（大正12年）をはじめ、地震や台風、集中豪雨等により、度重なる災害に見舞われてきましたが、先人たちの英知により、道路の整備、河川の改修、下水道の整備や消防力の強化等に取り組み、「災害に強いまちづくり」に努めてきました。</p> <p>本市では、過去約20年の間で、台風遭遇時や集中豪雨時に、小出川や駒寄川沿いの水田・荒地における冠水や、千ノ川沿いの低地を中心とした道路冠水及び局所的な床上・床下浸水が発生しています。</p> <p><u>令和元年東日本台風（台風19号）では、東日本を中心に大規模な河川氾濫や土砂災害など、広範囲にわたる甚大な被害が発生しました。本市では、大きな被害はなかったものの、城山ダムの緊急放流（異常洪水時防災操作への移行）の影響等により相模川の氾濫の危険性が高まり、災害救助法が適用となりました。市では、災害対策本部を設置するとともに、11万人以上に避難指示等を発令し、開設した38か所（民間施設を含む）の避難所に8,760人が避難するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。</u></p> <p>市は、これまでの経験や教訓、<u>将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性を踏まえ、ここに、より災害に強いまちづくりを推進するため、防災対策の基本方針となる「茅ヶ崎市の防災ビジョン」を定め、応急対策活動に関わる全ての者が、このビジョンに基づき、ソフト・ハードの両面から種々の防災対策に取り組んでいきます。</u></p> <p>（略）</p> <p>1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」</p> <p>（略）</p> <p>しかし、台風や豪雨等の風水害への対応にあたっては、ハード対策のみではなく、<u>市的確な避難情報の発令や市民の避難のあり方が重要な課題として浮かび上がります。</u></p> <p>（略）</p> <p>災害の被害を最小限におさえるため、市が適切かつ確実に避難情報の発令を実施する等、情報受伝達体制の確立をしていくとともに、避難を実施する市民が、</p>	<p>P2</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進 第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン 第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン</p> <p>本市は、関東大震災（大正12年）をはじめ、地震や台風、集中豪雨等により、度重なる災害に見舞われてきましたが、先人たちの英知により、道路の整備、河川の改修、下水道の整備や消防力の強化等に取り組み、「災害に強いまちづくり」に努めてきました。</p> <p>本市では、過去約20年の間で、台風遭遇時や集中豪雨時に、小出川や駒寄川沿いの水田・荒地における冠水や、千ノ川沿いの低地を中心とした道路冠水及び局所的な床上・床下浸水が発生しています。</p> <p><u>近年の災害では、台風や発達した低気圧等の影響により、最大1時間降雨量が60mmを超える大雨の記録や道路冠水、また、最大瞬間風速が37.6m/sを記録する強風が吹き荒れ、倒木、フェンス・塀の倒壊、道路の通行止め、JRの運転見合わせ、早期避難所や避難所の開設に伴う地域住民の避難等、市民生活に大きな影響を及ぼしました。</u></p> <p>市は、これまでの経験や教訓を踏まえ、ここに、より災害に強いまちづくりを推進するため、防災対策の基本方針となる「茅ヶ崎市の防災ビジョン」を定め、応急対策活動に関わる全ての者が、このビジョンに基づき、ソフト・ハードの両面から種々の防災対策に取り組んでいきます。</p> <p>（略）</p> <p>1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」</p> <p>（略）</p> <p>しかし、台風や豪雨等の風水害への対応にあたっては、ハード対策のみではなく、<u>市的確な避難勧告等の発令や市民の避難のあり方が重要な課題として浮かび上がります。</u></p> <p>（略）</p> <p>災害の被害を最小限におさえるため、市が適切かつ確実に避難勧告等の発令を実施する等、情報受伝達体制の確立をしていくとともに、避難を実施する市民が、</p>

新	旧
<p>自らの状況を適切に判断し、「自らの身は自ら守る」という「自助」、また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民同士の「共助」の精神のもと、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らと地域の安全を守る行動が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」</p> <p>台風等の風水害への対応にあたっては、市が適切かつ確実に避難情報を発令していくとともに、市民一人一人が、降雨の状況、地域の浸水状況、避難時の時間帯等を踏まえ、自らが状況に即した適切な避難行動を判断し、「自らの身は自ら守る」という「自助」の行動が必要になります。</p> <p>(略)</p>	<p>自らの状況を適切に判断し、「自らの身は自ら守る」という「自助」、また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民同士の「共助」の精神のもと、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らと地域の安全を守る行動が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」</p> <p>台風等の風水害への対応にあたっては、市が適切かつ確実に避難勧告等を発令していくとともに、市民一人一人が、降雨の状況、地域の浸水状況、避難時の時間帯等を踏まえ、自らが状況に即した適切な避難行動を判断し、「自らの身は自ら守る」という「自助」の行動が必要になります。</p> <p>(略)</p>
<p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件</p> <p>(略)</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口[※]</p> <p>本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇、〇〇〇人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ〇、〇〇〇人です。</p> <p>2 土地利用状況</p> <p>(略)</p> <p>市中央部と、市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系土地利用、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系土地利用があります。</p> <p>市西部にみられる工業系土地利用は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る県道46号(産業道路)沿いに展開しています。</p> <p>(略)</p> <p>3 道路状況</p> <p>自動車専用道路としては、新湘南バイパス及びさがみ縦貫道路が配置されています。</p> <p>主要な幹線道路としては、東西方向に国道134号及び国道1号、南北方向に県道45号及び46号が配置されています。</p>	<p>P4</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件</p> <p>(略)</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>本市の人口は、平成31年2月1日現在242,069人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ6,780人です。</p> <p>2 土地利用状況</p> <p>(略)</p> <p>市中央部と、市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があります。</p> <p>市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに展開しています。</p> <p>(略)</p> <p>3 道路状況</p> <p>市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道及びさがみ縦貫道路が東西に走っています。国道1号以南は、古くからの市街地であり、地域内の道路は幅員が狭く非常に不整形な道路網を形成しています。</p>

新						旧					
なお、国道1号以南は古くからの住宅地であり、地域内の道路は幅員が狭く非常に不整形な道路網となっています。											
第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 (略) 第1 災害履歴 1 主要洪水一覧表(相模川)						P 6 第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 (略) 第1 災害履歴 1 主要洪水一覧表(相模川)					
年・月	原因	最高水位 神川橋(m)	最大流量 神川橋(m ³ /s)	総雨量 (mm)	被害状況	年・月	原因	最高水位 神川橋(m)	最大流量 神川橋(m ³ /s)	総雨量 (mm)	被害状況
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
令和元年10月	台風19号 (東日本台風)	8.30	約6370	329 (才戸橋)	・城山ダムが建設以来初の異常洪水時防災操作を実施した。 ・神川橋観測所で氾濫危険水位に迫る8.30mを記録。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略) 出典「令和3年度 洪水対策計画書(多摩川・鶴見川・相模川)」国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所						(略) 出典「平成29年度 洪水対策計画書(多摩川・鶴見川・相模川)」国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所					
2 近年の災害履歴 (略) 【参考】市が発令した避難勧告等の履歴(平成19年以降。茅ヶ崎市)						2 近年の災害履歴 (略) 【参考】市が発令した避難勧告等の履歴(平成19年以降。茅ヶ崎市)					
年・月・日	原因事象	事由	発令内容	対象地区	対象世帯数 対象人口	年・月・日	原因事象	事由	発令内容	対象地区	対象世帯数 対象人口
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
令和元年10月 12日	台風19号 (東日本台風)	相模川の 水位上昇	避難指示 (緊急)	茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目、茅ヶ崎三丁目、本村五丁目、十間坂二丁目、十間坂三丁目、南湖一丁目、南湖二丁目、南湖三丁目、南湖四丁目、南湖五丁目、南湖六丁目、南湖七丁目、萩園、平太夫新田、西久	36,029世帯 86,505人	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新					旧						
				保、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、中島、松尾、柳島、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、みずき一丁目、行谷、下寺尾（以上、相模川の浸水想定区域）							
		土砂災害、小出川又は千ノ川の氾濫のおそれ	避難勧告	茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎三丁目、本村五丁目、十間坂三丁目、南湖一丁目、南湖二丁目、南湖五丁目、萩園、平太夫新田、西久保、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、中島、松尾、柳島、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、香川七丁目、甘沼、赤羽根、高田一丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、室田二丁目、室田三丁目、行谷、芹沢、堤、下寺尾（以上、土砂災害、小出川又は千ノ川の氾濫による被害が想定される地区）	44,276世帯 106,848人			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)

第2 洪水予報河川等

1 洪水予報河川

(略)

4 水位周知海岸

水防法第13条の3では、県は県区域内に存する海岸で高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定したもの（以下、「水位周知海岸」という。）

(略)

第2 洪水予報河川等

1 洪水予報河川

(略)

4 水位周知海岸

水防法第13条の3では、県は県区域内に存する海岸で高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定したもの（以下、「水位周知海岸」という。）

新		旧																
<p>について、高潮特別警戒水位（高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。</p> <p>水位周知海岸の指定は、海岸名、起点、終点を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。</p> <p><u>この法に基づき、以下の海岸が水位周知海岸として指定されています。</u></p>		<p>について、高潮特別警戒水位（高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。</p> <p>水位周知海岸の指定は、海岸名、起点、終点を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。<u>平成29年9月1日現在、指定はありません。</u></p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>管理者</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">相模灘 西部</td> <td rowspan="3">神奈川県</td> <td>茅ヶ崎海岸</td> <td>茅ヶ崎市汐見台地先（藤沢市境）から茅ヶ崎市柳島地先（平塚市境）まで</td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>左岸：茅ヶ崎市西久保地先から海まで 右岸：茅ヶ崎市萩園地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>千の川</td> <td>左岸：茅ヶ崎市下町屋1丁目地先から海まで 右岸：茅ヶ崎市下町屋1丁目地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>相模川</td> <td>左岸：茅ヶ崎市萩園地先から海まで 右岸：平塚市八幡地先から海まで</td> </tr> </tbody> </table>		海岸名	管理者	区域		相模灘 西部	神奈川県	茅ヶ崎海岸	茅ヶ崎市汐見台地先（藤沢市境）から茅ヶ崎市柳島地先（平塚市境）まで	小出川	左岸：茅ヶ崎市西久保地先から海まで 右岸：茅ヶ崎市萩園地先から海まで	千の川	左岸：茅ヶ崎市下町屋1丁目地先から海まで 右岸：茅ヶ崎市下町屋1丁目地先から海まで	国土交通省	相模川	左岸：茅ヶ崎市萩園地先から海まで 右岸：平塚市八幡地先から海まで	<p>(新設)</p>	
海岸名	管理者	区域																
相模灘 西部	神奈川県	茅ヶ崎海岸	茅ヶ崎市汐見台地先（藤沢市境）から茅ヶ崎市柳島地先（平塚市境）まで															
		小出川	左岸：茅ヶ崎市西久保地先から海まで 右岸：茅ヶ崎市萩園地先から海まで															
		千の川	左岸：茅ヶ崎市下町屋1丁目地先から海まで 右岸：茅ヶ崎市下町屋1丁目地先から海まで															
	国土交通省	相模川	左岸：茅ヶ崎市萩園地先から海まで 右岸：平塚市八幡地先から海まで															
<p>第3 浸水想定</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>水防法第14条第1項では、国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定することとされています。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>令和3年6月1日現在、本市に関わる洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</p>		<p>第3 浸水想定</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>水防法第14条第1項では、国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定することとされています。</p> <p><u>また、従前、「洪水防御に関する計画の基本となる洪水の前提となる降雨（以下、「計画規模降雨」という。）」を前提として指定されていた浸水想定区域は、想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、これを洪水浸水想定区域とみなされます。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>平成29年9月1日現在、本市に関わる洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</u></p>																

新

(略)

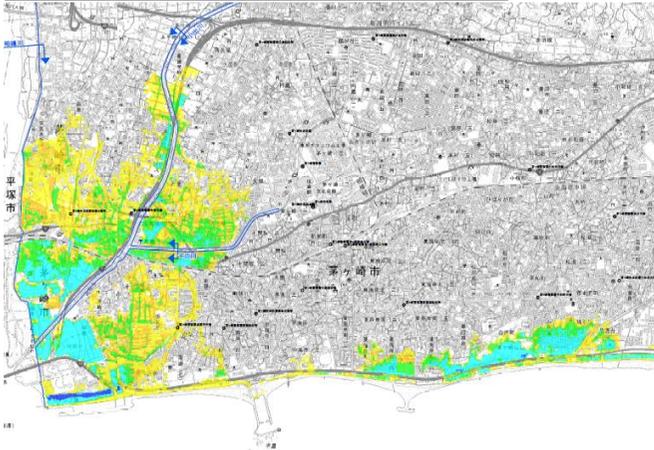
3 高潮浸水想定区域の指定

水防法第14条の3では、県は水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮であって当該海岸について高潮による氾濫が生じた場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定することとされています。

令和3年6月1日現在、本市に関わる高潮浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。

指定の前提となる想定台風	
中心気圧	910hPa (室戸台風)
最大旋衡風速半径	75km (伊勢湾台風)
台風の移動速度	73km/h (伊勢湾台風) 20、30、50km/h (相模灘周辺で被害が発生した台風)

○高潮浸水想定区域図 (想定最大規模)



旧

(略)

3 高潮浸水想定区域の指定

水防法第14条の3では、県は水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮であって当該海岸について高潮による氾濫が生じた場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定することとされています。

平成29年9月1日現在、指定はありません。

(新設)

(新設)

新

旧

○高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）



(新設)

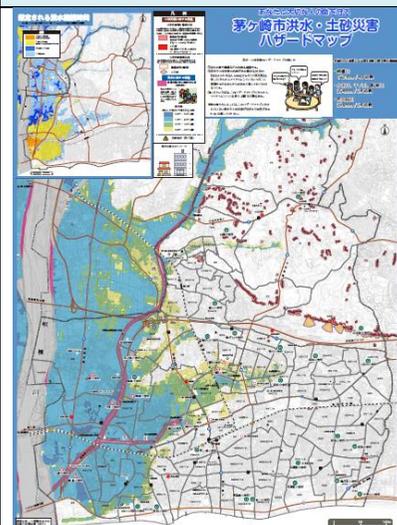
○家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）



(新設)

新	旧
<p>○家屋倒壊等氾濫想定区域図（越波）</p>  <p>4 その他 市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（準用河川区間における想定雨量：24時間雨量 354 mm、内水氾濫における想定雨量：ピーク 1 時間雨量 81 mm）し、国・県が作成した浸水想定区域図（相模川・小出川及び千の川（県管理区間が対象））と合わせ、令和 3 年 7 月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを作成しています。</p> <p>○茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ</p>	<p>（新設）</p> <p>4 その他 市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（想定雨量：24 時間雨量 239 mm、ピーク 1 時間雨量 81 mm）し、県が作成した浸水想定区域図（小出川及び千の川のうち県管理区間が対象）と合わせ、平成 2 0 年 3 月に茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版）を作成しています。</p> <p>○茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版）</p>

新



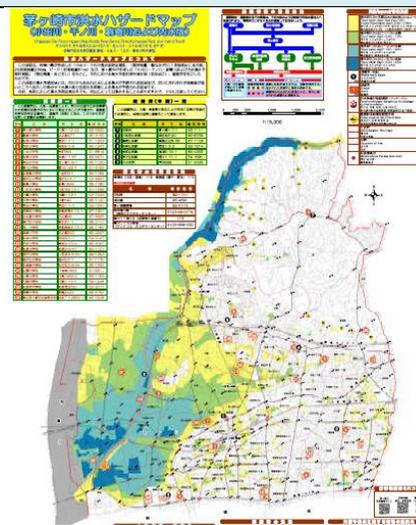
第1章 災害対策の計画的な推進
 第5節 計画の推進主体とその役割
 (略)

第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 市
 (略)

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 略
- (3) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

旧



P 2 1

第1章 災害対策の計画的な推進
 第5節 計画の推進主体とその役割
 (略)

第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 市
 (略)

- (1) 防災組織の整備
- (2) 略
- (新設)
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

新	旧
<p>(12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 2 県 (略) (1) 神奈川県 ア 略 イ 略 ウ 略 エ <u>災害教訓の伝承に関する啓発</u> オ 略 カ 略 キ 略 ク 略 ケ 略 コ <u>交通規制、その他社会秩序の維持</u> サ <u>保健衛生</u> シ 略 ス 略 セ <u>災害救助法に基づく被災者の救助及び資源配分の連絡調整</u> ソ 略 タ 略 (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関 (略)</p>	<p>(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 2 県 (略) (1) 神奈川県 ア 略 イ 略 ウ 略 (新設) エ 略 オ 略 カ 略 キ 略 ク 略 (新設) (新設) ケ 略 コ 略 サ <u>災害救助法に基づく被災者の救助</u> シ 略 ス 略 (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関 (略)</p>

新	旧
<p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること イ 応急用食料等の支援に関すること ウ <u>食品の需給・価格動向等</u>に関すること (削除) (削除)</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア (略) <u>イ 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) の派遣に関すること</u> ウ (略) エ (略) オ (略) (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(4) <u>東京ガスグループ</u> (略)</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア (略) <u>イ ころのケア</u> ウ (略) エ 血液製剤の供給 オ (略) カ (略) (略)</p> <p>(14) <u>放送機関 (株式会社オール・エフラジオ日本、株式会社テレビ神奈川、横浜エフエム放送株式会社、株式会社ジェイコム湘南・神奈川)</u> ア <u>気象予報、警報等の放送による周知</u> <u>イ 緊急地震速報の迅速な伝達</u> <u>ウ 災害状況及び災害対策に関する放送</u> エ <u>放送施設の保安</u></p> <p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告<u>連絡</u>に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ <u>食料の需給・価格動向や食品の表示等</u>に関すること エ <u>輸出証明に関すること</u> オ <u>関係職員の派遣に関すること</u></p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア (略) (新設) <u>イ (略)</u> <u>ウ (略)</u> エ (略) (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(4) <u>東京ガス株式会社神奈川西支店</u> (略)</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア (略) (新設) <u>イ (略)</u> <u>ウ 災害時の血液製剤の供給</u> エ (略) オ (略) (略) (新設)</p> <p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(12) 株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）</p> <p>(略)</p> <p>第3 市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>1 市民及び自主防災組織</p> <p>(1) 「自らの身は自ら守る」という自主防災の観点から、7日分以上の飲料水・食料の備蓄や家具転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制（連絡方法や避難ルールの取決め等）、<u>自らの判断で主体的に行動できるよう行動に関するルールづくり等</u>、市民自らが防災対策を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 市民</p> <p>(略)</p> <p>オ 自主防災組織活動への協力</p> <p>カ <u>防災関連情報、避難関連情報の理解力の向上</u></p> <p>キ <u>その他必要な災害応急対策業務への協力</u></p>	<p>(略)</p> <p>(12) 株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）</p> <p>(略)</p> <p>第3 市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>1 市民及び自主防災組織</p> <p>(1) 「自らの身は自ら守る」という自主防災の観点から、7日分以上の飲料水・食料の備蓄や家具転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、<u>行動についてのルールづくり等</u>、市民自らが防災対策を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市民</p> <p>(略)</p> <p>オ 自主防災組織活動への協力</p> <p>(新設)</p> <p>カ <u>その他必要な災害応急対策業務への協力</u></p>
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第6節 防災組織の充実</p> <p>(略)</p> <p>第1 市の防災組織</p> <p>1 茅ヶ崎市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア <u>茅ヶ崎市地域防災計画の作成及びその実施の推進</u></p> <p>(略)</p>	<p>P 2 9</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第6節 防災組織の充実</p> <p>(略)</p> <p>第1 市の防災組織</p> <p>1 茅ヶ崎市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア <u>茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進</u></p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第1節 「自助」「共助」「公助」による減災の推進</p>	<p>P 3 5</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第1節 「自助」「共助」「公助」による減災の推進</p>

新			旧		
(略) 第2 「自助」、「共助」の取組 (略)			(略) 第2 「自助」、「共助」の取組 (略)		
	平常時の取組	災害時の取組		平常時の取組	災害時の取組
自助	(略) ・親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保 (略)	(略)	自助	(略) (新設) (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部 (削除) <p>市は、「自らの命は自らが守る」という意識や地域の災害リスクととるべき避難行動等について、広く市民へ周知・啓発することで、社会全体としての防災意識の向上を図ります。また、住民自身が自主的に避難判断できるよう、防災気象情報や避難情報の理解力の向上を図ります。</p> (削除) ※記載順序の変更			P 3 6 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部 1 社会全体としての防災意識の向上 市は、「自らの命は自らが守る」という意識や地域の災害リスクととるべき避難行動等について、広く市民へ周知・啓発することで、社会全体としての防災意識の向上を図ります。		
1 災害リスクの周知 市は、市民等に対して、ハザードマップの配布、広報紙やホームページ、防災講座等により、洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害による地域の災害リスクについて周知します。			2 防災訓練の実施 市及び自主防災組織は、大規模地震等の発生を想定し、市が主催する防災訓練や、地域が主体となって行う地区防災訓練への積極的な参加を促します。		
2 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄、大雨や暴風等への事前対策、防災気象情報の収集・確認・活用方法、災害の危険度の高まりに応じた防災行動、親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保や避難時の注意事項等、風水害への備えや災害時にとるべき行動等について周知します。			3 広報紙への防災特集の掲載やハザードマップの配布 市は、広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の配布により、浸水想定区域及び浸水深、避難所等に加え、洪水発生時の避難に必要な基礎的な情報を掲載し、市民の防災意識の啓発に努めます。		
			4 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、地域の状況に応じた災害の特性について周知を図り、家庭での備えや避難時の注意点等について普及・啓発に努めます。 また、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での安全対策や災害時行動についての周知を図ります。		

新	旧
<p>3 防災訓練等への参加促進 <u>市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。</u> (略)</p> <p>第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 市民安全部、文 化生涯学習部 (略)</p> <p>そこで、市は、「<u>男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針</u>」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「<u>男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン</u>」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、<u>災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。</u></p> <p>第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関 市及び関係機関は、<u>過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、市民自らが災害教訓を伝承する取組を支援します。</u></p>	<p>(新設) ※記載順序の変更</p> <p>(略)</p> <p>第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 市民安全部 (略)</p> <p>そこで、市は、災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。</p> <p>(新設)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 災害への備え (略)</p> <p>第2 自己備蓄の推進 市民安全部 (略)</p> <p>2 主な非常時持出品 避難するとき最初に持ち出すものとして、男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。 (略)</p> <p>(11) 室内履き (12) ホイッスル</p>	<p>P39</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 災害への備え (略)</p> <p>第2 自己備蓄の推進 市民安全部 (略)</p> <p>2 主な非常時持出品 避難するとき最初に持ち出すものとして、男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) ホイッスル</p>

新	旧
<p>(13) 家族の写真 3 その他の主な非常時持出品 (略) (6) 感染症対策 ア マスク イ 消毒液 ウ ビニール手袋 エ 体温計 オ 小型テント</p>	<p>(12) 家族の写真 3 その他の主な非常時持出品 (略) (新設)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (1) 情報の収集伝達 (略) 特に、市が発令する高齢者等避難、避難指示（以下「<u>避難情報</u>」という。）は、防災行政用無線や広報車の音が雨音でかき消される等、市民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織は、早めにこうした情報の伝達に努めます。 (略) (2) 避難誘導の実施 自主防災組織は、<u>避難情報</u>が出された場合には、地域住民に対する周知を徹底し、率先避難を実施するとともに、迅速かつ円滑に避難誘導を実施します。 (略)</p>	<p>P 4 2 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (1) 情報の収集伝達 (略) 特に、市が発令する<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</u>（<u>緊急</u>）（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）は、防災行政用無線や広報車の音が雨音でかき消される等、市民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織は、早めにこうした情報の伝達に努めます。 (略) (2) 避難誘導の実施 自主防災組織は、<u>避難準備情報</u>又は<u>避難勧告・指示</u>等が出された場合には、地域住民に対する周知を徹底し、率先避難を実施するとともに、迅速かつ円滑に避難誘導を実施します。 (略)</p>

新	旧
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害時の状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自主防災組織の主な活動・役割</div> </div> <p>ラジオ・テレビ等の気象情報に注意し、<u>避難情報</u>に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>発 災 前</p> <p>(略)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害時の状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自主防災組織の主な活動・役割</div> </div> <p>ラジオ・テレビ等の気象情報に注意し、<u>避難準備情報や避難勧告・指示</u>に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>発 災 前</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 【課題】 (略)</p> <p>○平常時からの避難支援に係わる関係者への情報提供に同意を得ているのは、避難行動要支援者の半数にとどまっているため、同意者を増やすことで、避難行動要支援者の避難支援体制を強化する必要があります。</p> <p>○<u>避難支援の実効性をさらに高めるために真に避難支援を要する人を把握した上で、多様な主体の連携による避難支援体制を確立する必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。 対象者は、生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者となります。</p> <p>①身体障がい者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害又は</p>	<p>P 4 7 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 【課題】 (略)</p> <p>○平常時からの避難支援に係わる関係者への情報提供に同意を得ているのは、避難行動要支援者の半数にとどまっているため、同意者を増やすことで、避難行動要支援者の避難支援体制を強化する必要があります。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。 対象者は、生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者となります。</p> <p>①身体障害者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害又は体</p>

新	旧
<p>体幹機能障害 3 級以上並びに視覚障害又は聴覚障害 6 級以上の者 ②知的障がい者のうち、その障がいの程度が A 1 若しくは A 2 の者 (略)</p> <p>2 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、避難支援等関係者や福祉事業者と連携し避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（「個別避難計画」）の作成に努めます。また、個別避難計画の作成にあたっては、地域におけるハザードの状況や対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、居住実態等を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。 なお、個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載の情報のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。 ①避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名等 ②避難先等の避難に必要な事項 ③その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</p> <p>3 避難行動要支援者の情報の把握及び管理 市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を必要な範囲で集約します。 また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。 なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、個人情報の保護に関する法律や茅ヶ崎市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。</p> <p>4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の利用及び提供 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するため避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供できることとします。 また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報は、平時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は同意の得られた避難行動要支援者名簿及び個</p>	<p>幹機能障害 3 級以上並びに視覚障害又は聴覚障害 6 級以上の者 ②知的障害者のうち、その障害の程度が A 1 若しくは A 2 の者 (略) (新設)</p> <p>2 避難行動要支援者の情報の把握及び維持管理 市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を必要な範囲で集約します。 また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。 なお、避難行動要支援者名簿については、個人情報の保護に関する法律や茅ヶ崎市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。</p> <p>3 避難行動要支援者名簿の利用及び提供 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の情報を提供できることとします。 また、避難行動要支援者名簿は、平時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は同意の得られた避難行動要支援者名簿情報について、あらかじめ避</p>

新	旧
<p>別避難計画の情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で次の避難支援等関係者に提供することとします。</p> <p><u>(避難支援等関係者)</u></p> <p>①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター</p> <p>更に名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を確認します。避難支援等関係者が日頃の活動により確認した支援内容等を市の関係部局で共有することで、当該区域の方へ特に早期の避難支援を行い、円滑な避難支援を図ります。</p> <p>なお、市は、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供にあたっては、情報の漏えい防止のため、避難支援等関係者に対して情報の取扱いに関し次の事項を求めるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施します。</p> <p>ア 必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用后や情報更新時の返却等の情報の適正な管理</p> <p>イ 受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止</p>	<p>難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することとします。</p> <p>なお、ここでいう避難支援等関係者とは次に掲げる者とします。</p> <p>①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>第2 避難場所等の指定 総務部、市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、教育総務部</p> <p>(略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(3) 高潮</p> <p>高潮から身を守るための避難先として、次のいずれかの基準に適合する施設又は場所を指定します。</p> <p>ア 高潮浸水想定区域外にある施設又は場所</p> <p>イ 想定される高潮に対して安全な構造であるとともに、高潮の浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。</p> <p>(略)</p>	<p>P 5 4</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>第2 避難場所等の指定 総務部、市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、教育総務部</p> <p>(略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>(略)</p> <p>なお、同法で異常な現象のひとつとしている高潮については、今後、高潮浸水想定区域が指定された場合に指定緊急避難場所の指定を検討します。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域等あるいは急傾斜地崩壊危険区域</u>の指定について県と連携し取り組むとともに、<u>避難情報の発令基準及び発令対象区域</u>を設定する等、避難を主軸とした対策の整備を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>○令和3年5月25日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が<u>5.2</u>区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が<u>5.3</u>区域指定されています。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○市は、土砂災害警戒区域等における円滑な避難を確保するため、土砂災害ハザードマップに基づき、警戒避難体制を整備することが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>3 ハザードマップの作成</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域等が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載したハザードマップ等を作成し、市民へ周知します。</u></p> <p>第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達</p> <p>土砂災害警戒情報は、<u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と横浜地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができ、危険な場所からの避難が</u></p>	<p>P61</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域あるいは急傾斜地崩壊危険区域等</u>の指定について県と連携し取り組むとともに、<u>避難勧告等</u>の発令基準及び発令対象区域を設定する等、避難を主軸とした対策の整備を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>○平成27年10月1日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が<u>5.4</u>区域、土砂災害特別警戒区域（土石流）が<u>3</u>区域指定されています。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○市は、土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保するため、土砂災害ハザードマップに基づき、警戒避難体制を整備することが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達</p> <p>土砂災害警戒情報は、<u>大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や地域住民の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。</u></p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>必要とされる警戒レベル4に相当する情報です。 (略)</p> <p>4 避難措置 市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、又は二次災害が発生し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて<u>避難情報</u>を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。 (略)</p> <p>第3 かけ崩れ対策 市民安全部、都市部、藤沢土木事務所</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 急傾斜地の崩壊が助長又は誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に適合する場合は、市は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊<u>防止</u>工事の実施、区域内の行為制限等について県に要望するとともに、区域内のかけ崩れ等を未然に防ぐために協力します。 また、県は、急傾斜地崩壊危険区域等において、住宅の立地状況のほか、福祉施設などの有無も考慮し、優先度の高い箇所から順次、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めます。</p> <p>2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等を指定します。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、<u>住宅宅地分譲等の特定開発行為</u>に対する許可制を行います。また、既存建築物の移転等の勧告を行う場合があります。 市は、土砂災害特別警戒区域における<u>開発行為の制限及び建築物の構造規制</u>を行います。</p>	<p>4 避難措置 市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、又は二次災害が発生し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。 (略)</p> <p>第3 かけ崩れ対策 市民安全部、都市部、藤沢土木事務所</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 急傾斜地の崩壊が助長又は誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に適合する場合は、市は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊<u>対策</u>工事の実施、区域内の行為制限等について県に要望するとともに、区域内のかけ崩れ等を未然に防ぐために協力します。 また、県は、急傾斜地崩壊危険区域等について被害規模が大きいと予測される箇所等から計画的に土砂災害防止施設の整備を進めます。</p> <p>2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等を指定します。さらに、県は、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、<u>特定開発行為</u>に対する許可や既存建築物の移転勧告を行います。 <u>また、市は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制</u>を行います。</p>

新	旧																																												
<p>第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部 1 災害対策本部組織の強化 市災害対策本部の組織は、災害対策の意思決定を行う本部員会議のもと、意思決定機能の補佐や各種対策の総合調整を担う総括調整部、各対策の執行機能を担う各部によって編成されます。これらの本部機能が、統一した方針の下、効果的かつ組織的に活動できるよう、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施することで、災害対策本部組織の強化を図ります。 また、被災地に応援職員として派遣された職員等、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めます。 (略)</p>	<p>P67 第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部 1 災害対策本部組織の強化 市災害対策本部の組織は、災害対策の意思決定を行う本部員会議のもと、意思決定機能の補佐や各種対策の総合調整を担う総括調整部、各対策の執行機能を担う各部によって編成されます。これらの本部機能が、統一した方針の下、効果的かつ組織的に活動できるよう、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施することで、災害対策本部組織の強化を図ります。 (略)</p>																																												
<p>第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略) 第2 重要水防区域 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">管理延長</th> <th colspan="2">重要水防区域</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模川</td> <td>国土交通省</td> <td>6.60km</td> <td>28</td> <td>4,436m</td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>神奈川県</td> <td>11.25km</td> <td>12</td> <td>10,170m</td> </tr> <tr> <td>千の川</td> <td>神奈川県</td> <td>1.70km</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典 「令和3年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省</p>	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域		箇所	延長	相模川	国土交通省	6.60km	28	4,436m	小出川	神奈川県	11.25km	12	10,170m	千の川	神奈川県	1.70km	-	-	<p>P69 第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略) 第2 重要水防区域 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">管理延長</th> <th colspan="2">重要水防区域</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模川</td> <td>国土交通省</td> <td>6.60km</td> <td>36</td> <td>4,262m</td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>神奈川県</td> <td>11.25km</td> <td>13</td> <td>10,188m</td> </tr> <tr> <td>千の川</td> <td>神奈川県</td> <td>1.70km</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典 「平成31年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通</p>	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域		箇所	延長	相模川	国土交通省	6.60km	36	4,262m	小出川	神奈川県	11.25km	13	10,188m	千の川	神奈川県	1.70km	-	-
河川名				管理者名	管理延長	重要水防区域																																							
	箇所	延長																																											
相模川	国土交通省	6.60km	28	4,436m																																									
小出川	神奈川県	11.25km	12	10,170m																																									
千の川	神奈川県	1.70km	-	-																																									
河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域																																										
			箇所	延長																																									
相模川	国土交通省	6.60km	36	4,262m																																									
小出川	神奈川県	11.25km	13	10,188m																																									
千の川	神奈川県	1.70km	-	-																																									

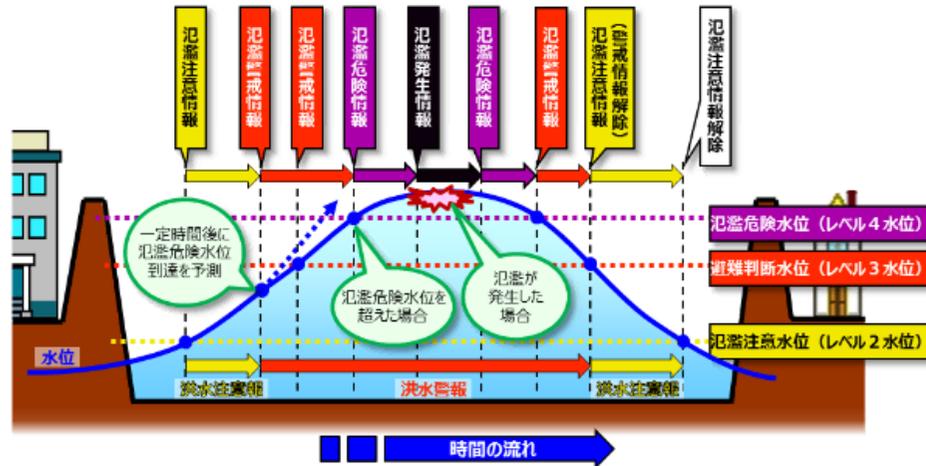
新

関東地方整備局京浜河川事務所)、「令和3年度神奈川県水防計画(神奈川県)」(略)

第3 指定河川洪水予報 横浜地方気象台、京浜河川事務所 (略)

2 洪水予報の種類

洪水予報の標題(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予報*)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
○川氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4水位)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
○川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
○川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】



(略)

第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

(略)

3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸

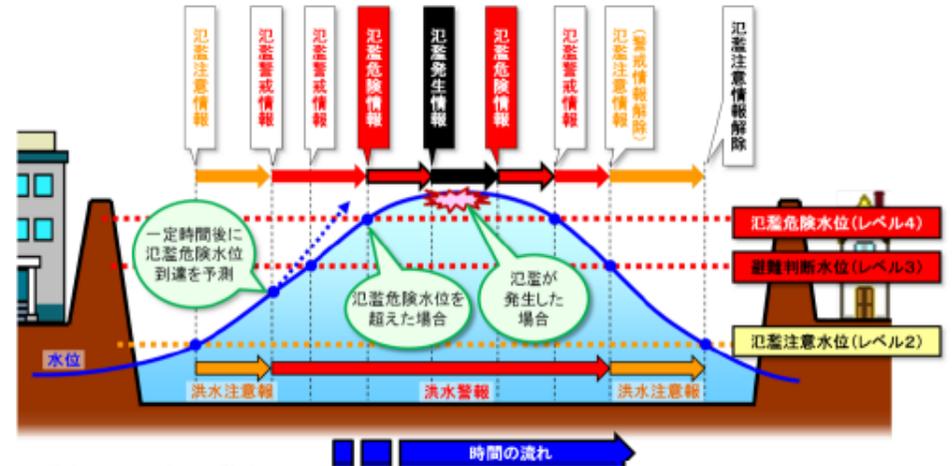
旧

省関東地方整備局京浜河川事務所)、「平成31年度神奈川県水防計画(神奈川県)」(略)

第3 指定河川洪水予報 横浜地方気象台、京浜河川事務所 (略)

2 洪水予報の種類

洪水予報の標題(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(レベル5)(氾濫水の予報*)	氾濫水への警戒を求める段階
○川氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
○川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
○川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階



(略)

第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

(略)

3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸

新				旧			
(略) (2) 知事が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）				(略) (2) 知事が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）			
河川名	支部名	担当水防管理団体	区間	河川名	支部名	担当水防管理団体	区間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
千の川	(略)	(略)	(略)	千ノ川	(略)	(略)	(略)
(略) (3) 知事が水防警報を行う海岸（茅ヶ崎市域関連抜粋） (略) (1)～(3) 出典「令和3年度 神奈川県水防計画」 4 洪水予報河川、水位周知河川 (略) (1)、(2) 出典「令和3年度 神奈川県水防計画」 (略)				(略) (3) 知事が水防警報を行う海岸（茅ヶ崎市域関連抜粋） (略) (1)～(3) 出典「平成30年度 神奈川県水防計画」 4 洪水予報河川、水位周知河川 (略) (1)、(2) 出典「平成30年度 神奈川県水防計画」 (略)			
第4章 平常時の対策 第3節 災害情報受伝達体制の充実 【現状】 ○市は、防災行政用無線、市ホームページやツイッター、ちがさきメール配信サービス、tvkデータ文字放送、防災ラジオ、LINE等、災害情報の伝達手段を整備しています。 (略) 【課題】 (略) (削除) (略) 【取り組みの方向】 第1 防災気象情報等の受理伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防本部 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供				P73 第4章 平常時の対策 第3節 災害情報受伝達体制の充実 【現状】 ○市は、防災行政用無線、市ホームページやツイッター、ちがさきメール配信サービス、tvkデータ文字放送、防災ラジオ等、災害情報の伝達手段を整備しています。 (略) 【課題】 (略) ○無線設備規則の改正に伴い、防災行政用無線の機器を令和4年11月30日までに新スプリアス規格に適合した機器に更新する必要があります。 (略) 【取り組みの方向】 第1 防災気象情報等の受理伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防本部 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供			

新	旧
<p>(略)</p> <p>なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれます。</p> <p>(削除)</p> <p>※防災気象情報について、項目及び内容改定されたものが多い為、カテゴリの一部順序変更と防災気象情報別の記載に修正。</p> <p>2 防災気象情報</p> <p>(1) 防災気象情報 (風水害関係)</p> <p>ア 特別警報・警報・注意報</p> <p>イ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等</p> <p>ウ 早期注意情報 (警報級の可能性)</p> <p>エ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</p> <p>オ 土砂災害警戒情報</p> <p>カ 記録的短時間大雨情報</p> <p>キ 竜巻注意情報</p> <p>ク 相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報</p> <p>ケ 火災気象通報</p>	<p>(略)</p> <p>なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれます。</p> <p>2 警報・注意報等の定義</p> <p>(1) 予報</p> <p><u>観測の成果に基づく現象の予想の発表をいいます。</u></p> <p>(2) 注意報</p> <p><u>災害が起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を注意して行う予報をいいます。</u></p> <p>(3) 警報</p> <p><u>重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報をいいます。</u></p> <p>(4) 特別警報</p> <p><u>重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、その旨を警告して行う予報をいいます。</u></p> <p>(5) 気象情報</p> <p><u>台風・大雨その他の異常現象について、その実況や推移を説明するもので、警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりする情報をいいます。</u></p> <p>3 防災気象情報の発表</p> <p>(1) 防災気象情報の定義</p> <p>ア 気象情報</p> <p>イ 海上警報</p> <p>ウ 台風情報</p> <p>エ 指定河川洪水予報</p> <p>オ 土砂災害警戒情報、大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</p> <p>カ 竜巻注意情報</p>

新		旧	
3 特別警報・警報・注意報 <u>(1) 注意報</u> 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいいます。		(新設)	
<u>(2) 警報</u> 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいいます。			
<u>(3) 特別警報</u> 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいいます。			
<u>(4) 注意報・警報の地域細分</u> (略)		<u>(2) 注意報・警報の地域細分</u> (略)	
神奈川県	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘 南	茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相模原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
<u>(5) 発表形態</u> (略)		<u>(3) 発表形態</u> (略)	
<u>(6) 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 (令和2年8月6日現在)</u> <u>ア 特別警報</u>		<u>4 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 (令和元年5月29日現在)</u> <u>(1) 特別警報</u>	

新				旧			
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（警戒レベル5相当）		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合（警戒レベル5相当）		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮		高潮になると予想される場合（警戒レベル4相当）	高潮		高潮になると予想される場合（警戒レベル4相当）	
	波浪		高波になると予想される場合	波浪		高波になると予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

イ 警報・注意報

警報	大雨	(略)	(略)
	洪水	流域雨量指数	千の川流域 = <u>10</u> 、小出川流域 = <u>16.1</u>
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	
注意報	大雨	(略)	(略)
	洪水	流域雨量指数	千の川流域 = <u>8</u> 、小出川流域 = <u>12.8</u>
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

(略)

(削除) ※記載順序の変更

(2) 警報・注意報

警報	大雨	(略)	(略)
	洪水	流域雨量指数	千の川流域 = <u>9.2</u> 、小出川流域 = <u>14.8</u>
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	
注意報	大雨	(略)	(略)
	洪水	流域雨量指数	千の川流域 = <u>7.3</u> 、小出川流域 = <u>11.8</u>
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

(略)

5 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに、各地の気象台が発表します。その基準は、1時間雨量

新	旧
(削除) ※記載順序の変更	<p>歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められており、本市では1時間雨量100mmが基準です。この情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。この情報が発表されたときは、当該地域で、あるいは、近くで土砂災害や浸水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。</p> <p>6 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象台から共同で発表されます。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができます。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p>
(削除) ※記載順序の変更	<p>7 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル4相当 ・「警戒」(赤)：警戒レベル3相当 ・「注意」(黄)：警戒レベル2相当
(削除) ※記載順序の変更	<p>8 早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位、県単位で発表されます。大雨に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>9 土砂災害緊急情報</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった時に高度な技術を要する土砂災害について国土交通省が、地滑りについては県がそれぞれ緊急調査を実施し、調査結果に</p>

新	旧
<p>4 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等</p> <p>(1) 土砂キキクル(大雨情報(土砂災害)の危険度分布)</p> <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 <p>(2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報です。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 <p>(3) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。</p>	<p>基づき、被害の想定される区域・時期の情報で土砂災害緊急情報を市に通知します。</p> <p>（新設）※記載順序の変更</p>

新	旧
<p>5 早期注意情報（警報級の可能性） <u>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位、県単位で発表されます。大雨に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</u></p> <p>6 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。</u> <u>また、警戒レベル4相当以上の状況で、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっており、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。</u></p> <p>7 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象台から共同で発表されます。なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度高まっている場所を確認することができます。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</u></p> <p>8 記録的短時間大雨情報 <u>神奈川県内で大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量)したりしたときに、気象庁が発表します。その基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められており、本市では1時間雨量100mmが基準です。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。この情報が発表されたときは、当該地域で、あるいは、近くで土砂災害や浸水害の発生につながるよう</u></p>	<p>(新設) ※記載順序の変更</p> <p>(新設)</p> <p>(新設) ※記載順序の変更</p> <p>(新設) ※記載順序の変更</p>

新	旧
<p>な猛烈な雨が降っていることを意味しています。</p> <p>9 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県東部など）で気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。</p> <p>10 相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報です。相模川については、中流は神奈川県と横浜地方気象台、下流は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で下表の標題により発表されます。警戒レベル2～5に相当します。</p> <p>11 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに横浜地方気象台が神奈川県知事に対して通報し、神奈川県を通じて市に伝達されます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害情報収集体制の充実 市民安全部、建設部、下水道河川部、消防本部、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 市は、避難情報の発令の参考とするため、気象庁が発表する気象情報及び河川や海岸の状況等、災害情報の的確な収集体制の構築に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害情報伝達体制の充実 企画部、市民安全部、消防本部 (略) また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難情報の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。</p> <p>(略) (削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害情報収集体制の充実 市民安全部、建設部、下水道河川部、消防本部、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 市は、避難勧告等の発令の参考とするため、気象庁が発表する気象情報及び河川や海岸の状況等、災害情報の的確な収集体制の構築に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害情報伝達体制の充実 企画部、市民安全部、消防本部 (略) また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災行政用無線のデジタル化 市民安全部 市は、防災行政用無線の機器に関する無線設備規則の改正に伴い、新たな規格</p>

新	旧
<p>第4 報道機関との協力体制の確立 企画部 市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送 (FM湘南ナパサ)」、「藤沢エフエム放送 (株) (レディオ湘南)」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。</p> <p>第5 神奈川県防災行政通信網等の習熟 市民安全部、消防本部、湘南地域県政総合センター (略)</p> <p>第6 通信手段の確保 市民安全部、消防本部、消防団 (略)</p>	<p>へ対応するため、防災行政用無線の機器の整備更新を進めます。</p> <p>第5 報道機関との協力体制の確立 企画部 市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送 (FM湘南ナパサ)」、「藤沢エフエム放送 (株) (レディオ湘南)」、「湘南リビング新聞社」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。</p> <p>第6 神奈川県防災行政通信網等の習熟 市民安全部、消防本部、湘南地域県政総合センター (略)</p> <p>第7 通信手段の確保 市民安全部、消防本部、消防団 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 【現状】 (略)</p> <p>○市では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。</p> <p>○市は、災害時に発生する状況を予め想定し、「いつ」、「誰が」「何をするか」に着目した庁内版タイムラインを作成しています。</p> <p>○避難所におけるペットの受入れについて、受入れの流れや方法、ペットの収容方法などをまとめた「避難所でのペットの受け入れについて」を茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会が作成しています。</p> <p>○避難所について、避難行動要支援者は平素から利用している施設への直接避難を希望していることや、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるなどの状況があります。</p> <p>【課題】 (略)</p> <p>○避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。</p> <p>○避難行動要支援者等が、直接避難できる避難先の確保など、避難行動要支援者が避難しやすい環境づくりを進める必要があります。</p>	<p>P 7 9</p> <p>第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 【現状】 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○避難所におけるペットの対応は、避難所ごとに作成している避難所運営マニュアルで定められており、統一的な考え方は定められておりません。</p> <p>(新設)</p> <p>【課題】 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

新

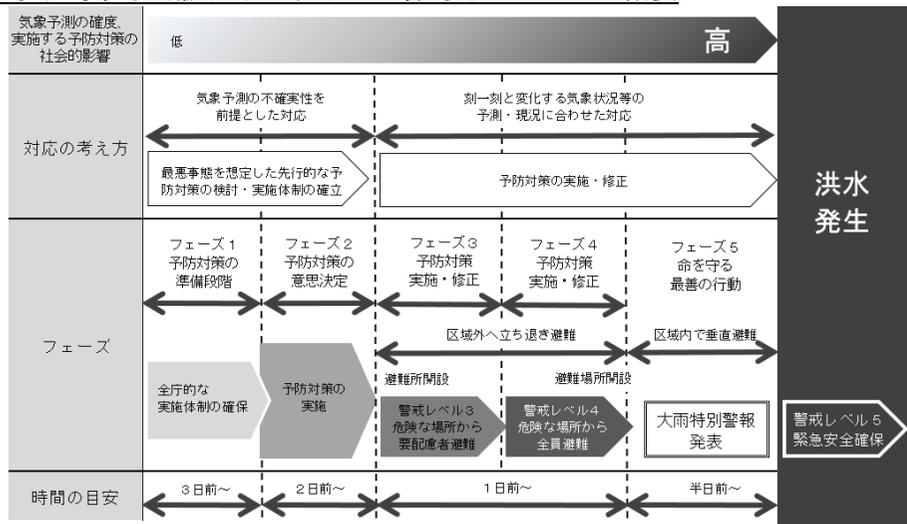
(略)

第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織

1 タイムライン (防災行動計画) の作成

市は、災害の発生を前提に、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である市内版タイムラインに基づき、予防対策を進めます。また、防災関係機関及び自主防災組織と連携して対策が実行できるよう予防対策の充実を図ります。

■茅ヶ崎市市内版タイムラインの各対応フェーズの概要



2 マニュアル等の整備 各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン (令和3年5月内閣府)」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン (平成27年4月国土交通省)」等を参考とし、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制

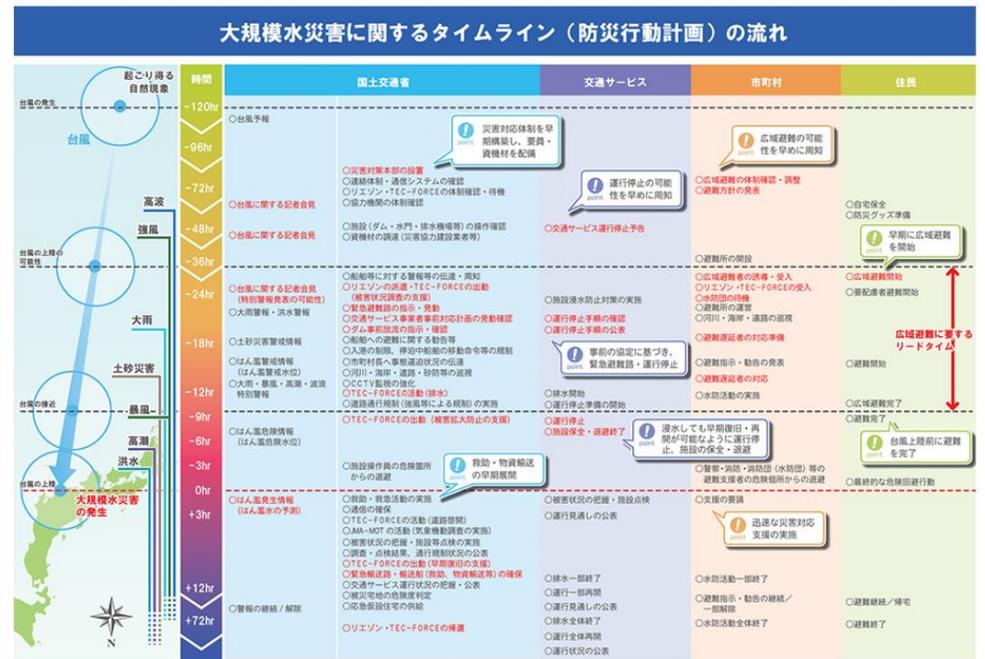
旧

(略)

第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織

1 タイムライン (防災行動計画) の作成

市、防災関係機関及び自主防災組織は、災害の発生を前提に、各機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画であるタイムライン (防災行動計画) を作成します。



タイムライン (防災行動計画) 作成イメージ (出典 国土交通省HPより)

2 マニュアル等の整備 各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難勧告に関するガイドライン (平成29年1月内閣府)」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン (平成27年4月国土交通省)」等を参考とし、避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災

新	旧
<p>等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第6 避難所運営体制の強化 市民安全部、保健所、配備職員、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>4 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。</p> <p>(略)</p> <p>第8 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>6 障がい者・高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11 応急仮設住宅の整備 市民安全部、都市部、建設部</p> <p>市は、応急仮設住宅を迅速に供給するため、<u>建設候補地選定基準に該当する場所を検討し、県に情報提供するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第6 避難所運営体制の強化 市民安全部、保健所、配備職員、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>4 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。</p> <p>(略)</p> <p>第8 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>6 障害者・高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>避難所での生活が困難な障害者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障害者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11 応急仮設住宅の整備 市民安全部、都市部、建設部</p> <p>市は、応急仮設住宅を迅速に供給するため、<u>災害時に必要な戸数や場所を事前に検討するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努めます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p>	<p>P94</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所</p> <p>(略)</p> <p>3 災害関連死の防止対策</p> <p>市は、避難者が避難生活での疲労や環境の悪化等により、病気にかかったり持病が悪化する等して死亡する災害関連死の防止対策を講じるため、過去の災害事例をもとに、その防止措置を講じます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所</p> <p>(略)</p> <p>3 震災関連死の防止対策</p> <p>市は、避難者が避難生活での疲労や環境の悪化等により、病気にかかったり持病が悪化する等して死亡する震災関連死の防止対策を講じるため、過去の災害事例をもとに、その防止措置を講じます。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>○<u>県は、応急飲料水を確保するため、市内に災害用指定配水池を4か所指定し、常時約 39,380 m³の飲料水を蓄えています。</u></p> <p>○<u>国は、地方公共団体との間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、「物資・調達・輸送調整等支援システム」を運用しています。</u></p> <p>○<u>市は、避難所とその備蓄物資や物資拠点をおらかじめシステムに入力しています。</u></p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○<u>配水池では最大加速度 250 ガル（概ね震度 6 弱）以上の揺れが観測され、一定の水位以下となった場合、水道管の被害に伴う漏水によって飲料水が喪失してしまうのを防ぐため、飲料水の確保を優先し、緊急的に遮断弁を閉じることとされています。そのため、水道管への供給が停止することから、早期に供給できる体制を整備する必要があります。</u></p> <p>○<u>円滑に物資輸送を行うためには、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、輸送拠点の管理者と連絡先や開設手続きを共有するなど、物資支援のための準備が必要です。</u></p>	<p>P 9 6</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策</p> <p>【現状】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、建設部、下水道河川部、教育総務部 (略)</p> <p>3 配水池からの給水 市は、断水時の配水池からの給水方法等について、体制を整えます。 (略)</p> <p>第5 自己備蓄の推進 市民安全部 大規模災害発生時には、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資等を備えておくことや自動車へのこまめな満タン給油が大切です。 (略)</p> <p>第7 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、神奈川県トラック協会 (略)</p> <p>4 物資拠点の確保 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。</p> <p>5 輸送体制の強化 市は、円滑に避難所等に物資を輸送できるよう、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結を進めます。 また、市は訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行います。</p> <p>6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 市は、備蓄状況を物資調達・輸送調整等支援システムに入力します。 また、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、施設管理者の連絡先や開設手続きを共有し、速やかな物資輸送を行うための準備を整えます。</p>	<p>【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、建設部、下水道河川部、教育総務部 (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第5 自己備蓄の推進 市民安全部 大規模災害発生時には、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資等を備えておくことが大切です。 (略)</p> <p>第7 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、神奈川県トラック協会 (略)</p> <p>4 物資集積場所等の機能の検証 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設及び救援物資の輸送先施設について、物資の搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、輸送車両の待機場所等を検証します。 (新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策</p>	<p>P 9 8 第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策</p>

新	旧
<p>【現状】 (略) ○市には指定等文化財として、<u>令和3年4月1日時点で国指定7件、県指定9件、市指定31件、国登録7件の文化財があるほか、文化資料館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</u> (略)</p>	<p>【現状】 (略) ○市には指定等文化財として、<u>国指定8件、県指定9件、市指定30件、国登録7件の文化財があるほか、文化資料館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</u> (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第11節 危険度判定対策 (略) 【取り組みの方向】 (略) 第1 被災宅地危険度判定士の養成 都市部 1 被災宅地危険度判定士 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が<u>認定</u>し、宅地判定士名簿に登載した者をいいます。 (略)</p>	<p>P100 第4章 平常時の対策 第11節 危険度判定対策 (略) 【取り組みの方向】 (略) 第1 被災宅地危険度判定士の養成 都市部 1 被災宅地危険度判定士 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が<u>認定登録</u>し、宅地判定士名簿に登載した者をいいます。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 【現状】 (略) <u>○災害応急対策活動で使用する可能性のある、市の所有する車両や協定締結先の車両について、緊急通行車両事前届出を行い、届出済証の交付を受けています。</u> 【課題】 (略) <u>○災害時に円滑な救助活動や応急復旧活動を行うためには、それらの活動に使用する車両を事前に届け出ておく必要があります。</u> 【取り組みの方向】</p>	<p>P101 第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 【現状】 (略) (新設) 【課題】 (略) (新設) 【取り組みの方向】</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第4 緊急通行車両の事前届出 財務部、各部</p> <p>1 緊急通行車両</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他の保護</p> <p>(4) 施設及び設備の応急復旧</p> <p>(5) 清掃、防疫その他の保健衛生</p> <p>(6) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持</p> <p>(7) 緊急輸送の確保</p> <p>(8) 応急教育の実施</p> <p>(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防災のための措置</p> <p>2 緊急通行車両の事前届出手続き</p> <p>市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動で使用する市所有の車両や協定締結先等の車両について、神奈川県警察本部に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくよう努めます。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>水道営業所は、上水道施設の機能確保のため、主要水道施設や水道管路の安全対策を進めるとともに、<u>県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受け入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。</u></p> <p>また、<u>復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。</u></p>	<p>P104</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>水道営業所は、上水道施設の機能確保のため、主要水道施設や水道管路の安全対策を進めています。</p> <p><u>また、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。</u></p> <p><u>そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。</u></p>

新	旧
<p><u>上水道が復旧しても、下水道が復旧していなければ給水を見合わせるという事態が想定されるため、上下水道それぞれ応急復旧の考え方や優先復旧管路を事前に共有しておきます。</u></p> <p>第3 下水道施設 下水道河川部 (略)</p> <p><u>上水道が復旧しても、下水道が復旧していなければ給水を見合わせるという事態が想定されるため、上下水道それぞれの応急復旧の考え方や優先復旧管路を事前に共有しておきます。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 都市ガス施設 東京ガスグループ 東京ガスグループは、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第7 通信サービス 東日本電信電話(株)神奈川事業部 東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</p> <p><u>また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9 現地作業調整会議 市、防災関係機関、ライフライン事業者 市は、防災関係機関及びライフライン事業者等と連携し、災害対策本部の対処方針に基づくライフライン施設の速やかな応急復旧が図れるよう、現地作業調整会議の開催について周知するなど、体制の整備に努めます。</p>	<p>第3 下水道施設 下水道河川部 (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店 東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第7 通信サービス 東日本電信電話(株)神奈川事業部 東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</p> <p>(略) (新設)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第14節 警備・救助対策 【現状】</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>○警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には警備体制を早期に確立し県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなどにより、市民の社会生活の安定に努めます。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。</p> <p>○警察は、災害発生時における情報収集活動のため、ヘリコプターテレビ撮影装置を導入しています。</p> <p>○海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合における人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通安全の確保、避難対策、救援物資等の緊急輸送、治安の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行います。</p> <p>○警察、第三管区海上保安本部は、各種防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めています。</p> <p>【課題】</p> <p>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実させていく必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 陸上における救助・警備の体制整備 茅ヶ崎警察署</p> <p>1 資機材の整備</p> <p>警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材や救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。</p> <p>2 応援部隊の受入態勢の確立</p> <p>警察は、他都道府県警察からの警察災害派遣隊の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。</p> <p>第2 海上における救助・警備の体制整備 湘南海上保安署</p> <p>1 協力体制の確立</p> <p>第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）は、関係機関との</p>	

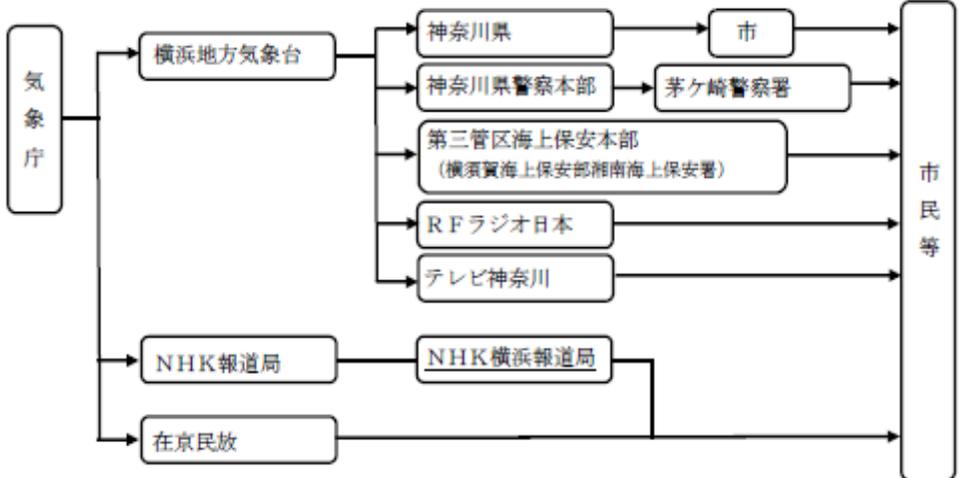
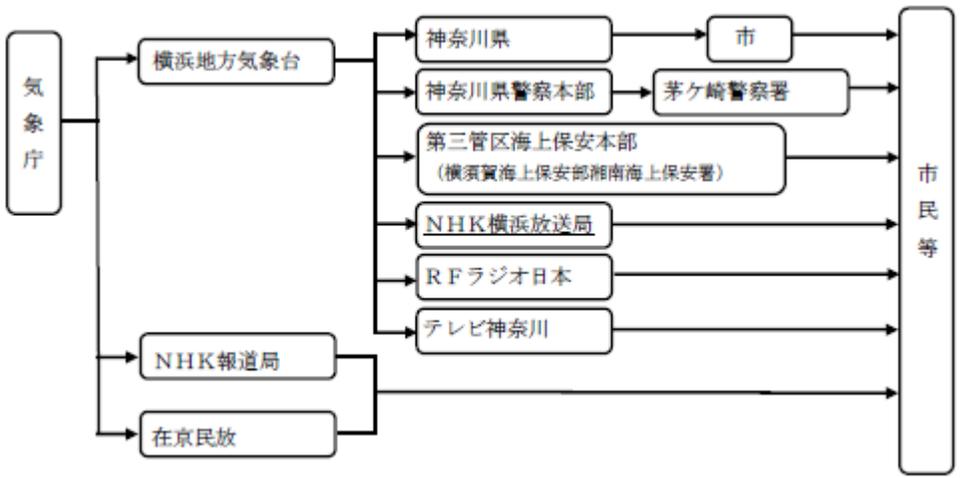
新	旧
<p>連携体制の整備を図り、発災時に防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関の災害対策本部等に職員を派遣する体制を整備する等の協力体制を確立します。</p>	
<p>第4章 平常時の対策 第15節 広域応援・受援体制の充実強化 【現状】 (略) ○国は、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員の仕組みとして、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む）を整備しています。 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害時協定の拡充 各部 1 市町村との協定の拡充 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣及び県外の市町村との協定の拡充を図り、災害時に有効な応急対策活動を実施できるよう、その体制整備を図ります。 (略) 2 企業等との協定の拡充 市は、活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動への支援といった各種協力を円滑に受けるため、企業等の特性を生かした協定の拡充を図るとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行い、実効性を高めます。 (略) 第2 受援体制の整備 市民安全部 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他自治体や広域応援部隊からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため、受援体制の強化に努めます。 (略) 第5 応急対策職員派遣制度 総務部、企画部、市民安全部 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。</p>	<p>P106 第4章 平常時の対策 第14節 広域応援・受援体制の充実強化 【現状】 (略) (新設) (略) 【取り組みの方向】 第1 災害時協定の拡充 企画部、市民安全部 1 市町村との協定の拡充 市は、近隣及び県外の市町村との協定の拡充を図り、災害時に有効な応急対策活動を実施できるよう、その体制整備を図ります。 (略) 2 企業等との協定の拡充 市は、活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動への支援といった各種協力を円滑に受けるため、企業等の特性を生かした協定の拡充を図ります。 (略) 第2 受援体制の整備 市民安全部 市は、大規模災害で被災した場合に、他自治体や広域応援部隊からの人的・物的支援を円滑に受入れるため、受援体制の強化に努めます。 (略) (新設)</p>

新	旧
(略)	(略)
<p>第4章 平常時の対策 第16節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略)</p>	<p>P108 第4章 平常時の対策 第15節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第17節 災害廃棄物等の処理対策 (略) 【取り組みの方向】 (略) 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部 市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、 茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）に基づき、災害によって生じた災害 廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める 等、災害時における応急体制の整備に努めます。 (略)</p>	<p>P110 第4章 平常時の対策 第16節 災害廃棄物等の処理対策 (略) 【取り組みの方向】 (略) 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部 市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、 茅ヶ崎市災害廃棄物等処理計画の策定を進め、災害によって生じた災害廃棄物の 一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時 における応急体制の整備に努めます。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第18節 災害救助法関係 【現状】 ○避難所運営や救援物資の提供などの災害救助は、災害対策基本法に基づき、基 本的には市が主体となって実施します。大規模災害が発生した場合は、県が国 の事務委託を受け災害救助法に基づく救助事務を実施し、市は県の補助機関 として、又は県が事務委任をして、市が救助を実施する体制となります。</p>	(新設)

新	旧
<p>○県は、災害時に市町村と連携して円滑に災害救助が実施できるよう、平成30年11月に、市町村への事務委任に関する事前の取決めを策定し、県が行う事務、市町村に委任する事務を明確にしました。</p> <p>○国災害対策本部が設置されている場合には、災害発生の前段階でも同法の適用により県の避難所供与などが行われる可能性があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害救助の実施体制の確保 県は、災害救助法の規定に従い、災害救助基金を運用するほか、災害救助の実施体制の整備に努めます。</p> <p>第2 関係機関との連携確保 県は、市町村への支援を円滑に行うため、物資等の供給や輸送、保管等に関して民間団体との協定の締結を進めます。 また、災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者連携した研究会を通じて関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。</p> <p>第3 災害救助の運用体制の充実 県は、資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めます。 また、災害救助の事務手続きや、避難所や物資拠点の運営など、災害救助の実務に関する研修を実施し、県及び市町村職員の対応力強化を図ります。</p> <p>第4 災害救助法の適用基準の把握 市は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは知事への報告等の対応を実施する必要があるため、職員が、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備します。</p>	
<p>第5章 災害応急対策活動の方針等 (略)</p> <p>第1 災害応急対策活動の方針 (略)</p> <p>1 重点対策の明確化 被災後の限られたリソース（資源）を効果的に活用し、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、とるべき対策の優先順位を踏まえた重点対策の設定とその実施地域、<u>時期的目標</u>を明確にします。</p>	<p>P 1 1 3</p> <p>第5章 災害応急対策活動の方針等 (略)</p> <p>第1 災害応急対策活動の方針 (略)</p> <p>1 重点対策の明確化 被災後の限られたリソース（資源）を効果的に活用し、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、とるべき対策の優先順位を踏まえた重点対策の設定とその実施地域を明確にします。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>市及び防災関係機関は、各災害応急対策の実施にあたり、災害による影響を受けやすい高齢者、<u>障がい者</u>等の要配慮者への適切な対応に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>1 1 危険度判定</p> <p>被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関と連携しながら宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>市及び防災関係機関は、各災害応急対策の実施にあたり、災害による影響を受けやすい高齢者、<u>障害者</u>等の要配慮者への適切な対応に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>1 1 危険度判定</p> <p>被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関との連携しながら宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害応急対策活動の方針等</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>第1 災害対策本部組織 <u>統括調整部各班、市民安全部</u></p> <p>(略)</p> <p>3 組織</p> <p>(略)</p>	<p>P 1 1 6</p> <p>第5章 災害応急対策活動の方針等</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>第1 災害対策本部組織 <u>統括調整部各班、市民安全部</u></p> <p>(略)</p> <p>3 組織</p> <p>(略)</p>

新	旧
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>本部員会議</p> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>統括調整部</p> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>各部</p> <p>総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> </div> </div> <p>(略)</p> <p>第2 職員の動員 広域連携班、総務部、企画部</p> <p>(略)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>本部員会議</p> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>統括調整部</p> <p>略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>各部</p> <p>総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <p>各部</p> </div> <p>(略)</p> <p>第2 職員の動員 広域連携班</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 災害情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災気象情報等の受取伝達 総括・情報班、市民安全部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災気象情報等の受取伝達</p> <p>市は、特別警報を受取したとき及び気象予報・警報等の防災関係機関からの防災気象情報等を受取し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、災害対策</p>	<p>P 1 2 3</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 災害情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災気象情報等の受取伝達 総括・情報班、市民安全部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災気象情報等の受取伝達</p> <p>市は、特別警報を受取したとき及び気象予報・警報等の防災関係機関からの防災気象情報等を受取し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、災害対策</p>

新	旧
<p>基本法第56条に基づき、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて避難指示等の発令等の措置を行います。また、横浜地方気象台は、報道機関に協力を求めて市民等に周知するように努めます。</p> 	<p>基本法第56条に基づき、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて避難勧告等の発令等の措置を行います。また、横浜地方気象台は、報道機関に協力を求めて市民等に周知するように努めます。</p> 
<p>第2 災害時の広報 <u>災害時広報対策班、企画部、市民安全部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関</u> (略) 1 広報内容 (1) 防災情報 (略) イ 避難指示等 (略) (2) 安全安心情報 現場や避難所等の状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。 ア 早期避難所や避難所、福祉避難所等の開設情報や混雑状況 (略) 2 広報手段</p>	<p>第2 災害時の広報 <u>災害時広報対策班、企画部、市民安全部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関</u> (略) 1 広報内容 (1) 防災情報 (略) イ 避難勧告等 (略) (2) 安全安心情報 現場や避難所等の状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。 ア 早期避難所や避難所、福祉避難所等の開設情報 (略) 2 広報手段</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>※市町村が避難情報の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで総務省が全国普及を進めているもの。</p> <p>(略)</p> <p>3 市が行う広報連絡系統図 即時性の高い媒体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、tvk、ラジオ、Lアラート、LINE</p> </div> <p>(略)</p> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班</p> <p>(略)</p> <p>2 被害情報等の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>なお、避難情報を発令した場合は、避難所開設状況等について、災害情報管理システムにより逐次県に報告します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 通信手段の確保 総括・情報班</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>オ 衛星携帯電話</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>※市町村が避難勧告等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで総務省が全国普及を進めているもの。</p> <p>(略)</p> <p>3 市が行う広報連絡系統図 即時性の高い媒体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、tvk、ラジオ、Lアラート</p> </div> <p>(略)</p> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班</p> <p>(略)</p> <p>2 被害情報等の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>なお、避難勧告等を発令した場合は、避難所開設状況等について、災害情報管理システムにより逐次県に報告します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 通信手段の確保 総括・情報班</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>オ 衛星携帯電話</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 (略)</p>	<p>P128 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 (略)</p>

新		旧	
第1 避難対策	総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、 自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県	第1 避難対策	総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、 自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県
1 避難行動	<p>「避難行動」とは、「難」を「避ける」行動であり、自然災害から「命を守るための行動」です。居住地の地形、住宅構造、家族構成等により適切な避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。住民等は気象庁から発表される気象情報や降雨等の状況の把握に努め、避難が必要と判断したときや避難情報が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じてあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があります。</p> <p>「避難行動」には、災害の種別ごとに指定された指定緊急避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅への避難する「立退き避難」を避難行動の基本としつつ、自らの判断で身の安全を確保することが可能な上階への避難や高層階に留まる「屋内安全確保」や、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないものの、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等する「緊急安全確保」も含まれます。</p>	1 避難行動	<p>「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。居住地の地形、住宅構造、家族構成等により適切な避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。住民等は気象庁から発表される気象情報や降雨等の状況の把握に努め、避難が必要と判断したときや避難勧告等が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じてあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があります。</p> <p>「避難行動」には、災害の種別ごとに指定された指定緊急避難場所への移動（立退き避難）だけでなく、近隣のより安全な場所や建物等への移動（立退き避難）や、その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動（屋内安全確保）も含まれます。</p>
2 避難情報の発令	<p>市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令します。</p> <p>また、市は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、要配慮者については、避難指示の情報の把握が困難な場合や、避難に支援又は時間を要する場合が想定されることから、要配慮者及びその支援者に避難に関する情報を着実に伝達し、発災前にある程度の時間的余裕をもって避難を開始することができるよう高齢者等避難を発令します。</p> <p>避難情報を発令する際には、市民が安全な避難行動をとることができる状況となるよう考慮し、その対象者並びに警戒レベルを明確にして、避難情報の警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。</p>	2 避難勧告等の発令	<p>市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するため、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令します。</p> <p>また、市は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、要配慮者については、避難勧告又は避難指示（緊急）の情報の把握が困難な場合や、避難に支援又は時間を要する場合が想定されることから、要配慮者及びその支援者に避難に関する情報を着実に伝達し、発災前にある程度の時間的余裕をもって避難を開始することができるよう避難準備・高齢者等避難開始を発令します。</p> <p>避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。</p>
(略)		(略)	

新		旧	
(1) 避難情報と求める避難行動 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動については次のとおりとします。		(1) 避難情報と求める避難行動 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動については次のとおりとします。	
警戒レベル等	立退き避難が必要な住民等に求める行動	警戒レベル等	立退き避難が必要な住民等に求める行動
(略)	(略)	(略)	(略)
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	(略)	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難 開始 (市が発令)	(略)
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、 <u>自らの判断で身の安全を確保することが可能な上階への避難や高層階に留まる「屋内安全確保」を行う。</u>	【警戒レベル4】 避難勧告 (市が発令)	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、 <u>少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u>
(削除)	(削除)	【警戒レベル4】 避難指示(緊急) (市が発令)	○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、 <u>緊急に避難する。</u> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、 <u>少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> ・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、 <u>必ず発令されるものではないことに留意する。</u>

新		旧													
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)</p>	<p>災害発生又は切迫している</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生又は切迫している状況であり、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をするなど命を守るための最善の行動をとる。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないなど、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>【警戒レベル5】 災害発生情報 (市が発令)</p>	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 												
<p>(略)</p> <p>(2) 避難情報の発令に資する情報の整理</p> <p>市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値(洪水キキクル(洪水警戒の危険度分布))、土砂キキクル(大雨警戒(土砂災害)の危険度分布)等から避難情報の発令に資する情報の把握、整理に努めます。</p> <p>(3) 避難情報の発令基準</p> <p>避難情報の発令については、今後の気象予測、河川等の現地の状況、関係機関からの助言等により総合的に判断します。</p> <p>(略)</p> <p>■洪水：相模川(洪水予報河川)の避難情報の発令基準</p>		<p>(略)</p> <p>(2) 避難勧告等の発令に資する情報の整理</p> <p>市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値(洪水警戒の危険度分布)、土砂災害警戒判定メッシュ情報等から避難勧告等の発令に資する情報の把握、整理に努めます。</p> <p>(3) 避難勧告等の発令基準</p> <p>避難勧告等の発令については、今後の気象予測、河川等の現地の状況、関係機関からの助言等により総合的に判断します。</p> <p>(略)</p> <p>■洪水：相模川(洪水予報河川)の避難勧告等の発令基準</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td> <p>(略)</p> <p>3：水害リスクライン(国管理河川の洪水の危険度分布)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <p>(略)</p> <p>3：水害リスクライン(国管理河川の洪水の危険度分布)で</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	高齢者等避難	<p>(略)</p> <p>3：水害リスクライン(国管理河川の洪水の危険度分布)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	避難指示	<p>(略)</p> <p>3：水害リスクライン(国管理河川の洪水の危険度分布)で</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	避難勧告	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	
区分	発令基準														
高齢者等避難	<p>(略)</p> <p>3：水害リスクライン(国管理河川の洪水の危険度分布)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>														
避難指示	<p>(略)</p> <p>3：水害リスクライン(国管理河川の洪水の危険度分布)で</p>														
区分	発令基準														
避難準備・高齢者等避難開始	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>														
避難勧告	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>														

新		旧	
	<p>「<u>氾濫危険水位の超過に相当（紫）</u>」になった場合</p> <p>4：<u>堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</u></p> <p>5：<u>城山ダム又は宮ヶ瀬ダムの管理者から異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</u></p> <p>6：<u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</u></p> <p>7：<u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</u></p>		<p>3：<u>異常な漏水・侵食等が発見された場合（新設）</u></p> <p>4：<u>避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（新設）</u></p>
(削除)	(削除)	<u>避難指示（緊急）</u>	<p>1：<u>相模川の神川橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位である8.70mを越えた状態、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位である6.50mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</u></p> <p>2：<u>異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p>3：<u>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u></p>
緊急安全確保	<p>1：<u>相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mを、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、氾濫開始相当水位（堤防天端高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</u></p> <p>2：<u>水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</u></p> <p>3：<u>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p>4：<u>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）（災害発生を確認）</u></p>	<u>災害発生情報</u>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新		旧	
	5：氾濫発生情報の発表等により堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合		1：決壊や越水・溢水が発生した場合
■洪水：小出川（水位周知河川）の避難情報の発令基準		■洪水：小出川（水位周知河川）の避難勧告等の発令基準	
区分	発令基準	区分	発令基準
高齢者等避難	1：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が避難判断水位である 2：90mに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である2：50mに到達した場合 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2：40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1：40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①二ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ③小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	避難準備・高齢者等避難開始 1：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が避難判断水位である 2：90mに到達した場合、又は新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である2：50mに到達した場合 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2：40mを越えた状態、又は新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1：40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①二ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合（新設） 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示	（略） ①二ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ③小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線	避難勧告 （略） ①二ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（新設） 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（新設）	

新		旧	
	<u>や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）</u>		
(削除)	(削除)	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>1：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合、又は新鶴嶺橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</u> <u>2：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u> <u>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u>
<u>緊急安全確保</u>	<u>1：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</u> <u>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u> <u>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u> <u>（災害発生を確認）</u> <u>4：堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合</u>	<u>災害発生情報</u>	(新設) (新設) (新設) 1：決壊や越水・溢水が発生した場合
■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準		■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難勧告等の発令基準	
区分	発令基準	区分	発令基準
高齢者等避難	(略) ②千の川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ③千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	(略) ②千の川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 (新設) 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

新		旧	
避難指示	<p>(略)</p> <p>2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位2．20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(略)</p> <p>②千の川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合）</p> <p>③千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることが内容暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	避難勧告	<p>(略)</p> <p>2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位2．20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(略)</p> <p>②千の川（県管理区間）の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>(新設)</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>(新設)</p>
(削除)	(削除)	避難指示（緊急）	<p>1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>2：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>
緊急安全確保	<p>1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p>	災害発生情報	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新		旧	
	4：堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合		1：決壊や越水・溢水が発生した場合
■土砂災害の避難情報の発令基準		■土砂災害の避難勧告等の発令基準	
区分	発令基準	区分	発令基準
高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、 <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</u> （略） 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（ <u>夕刻時点で発令</u> ）	避難準備・高齢者等避難開始	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、 <u>土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</u> （略） 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難指示	（略） 2：大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 3： <u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</u> 4： <u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</u> 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	避難勧告	（略） 2： <u>土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</u> （新設） （新設） 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
（削除）	（削除）	避難指示（緊急）	1： <u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</u> 2： <u>避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</u>
緊急安全確保	1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（ <u>災害発生を確認</u> ） 2： <u>土砂災害の発生が確認された場合</u>	災害発生情報	（新設） 1：土砂災害が発生した場合

新		旧	
■高潮の避難情報の発令基準		■高潮の避難勧告等の発令基準	
区分	発令基準	区分	発令基準
高齢者等避難	<p>(略)</p> <p>2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合</p> <p>3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	<p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>(略)</p> <p>2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想され、又は台風が市に接近することが見込まれ、<u>暴風警報に切り替わる可能性が高い旨に言及された強風注意報が発表された場合</u>（新設）</p> <p>3：伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	
避難指示	<p>1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合（削除）</p>	<p><u>避難勧告</u></p> <p>1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、<u>かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</u></p> <p>3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p>	
(削除)	(削除)	<p><u>避難指示（緊急）</u></p> <p>1：水門等の異常が確認された場合</p> <p>2：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合</p>	
緊急安全確保	<p>1：水門等の異常が確認された場合</p> <p>2：潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>3：高潮氾濫発生情報が発表された場合（災害発生を確認）</p> <p>4：海岸堤防等の倒壊、異常な越波・越流、<u>高潮氾濫</u>が発生した場合</p>	<p><u>災害発生情報</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1：異常な越波・越流が発生した場合</p>	

新				旧			
(4) 避難指示の実施責任者				(4) 避難勧告、避難指示（緊急）の実施責任者			
実施者	区分	災害の種類、内容	根拠	実施者	勧告・指示の区分	災害の種類、内容	根拠
市町村長	指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	市町村長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警察官※	指示	災害全般 市町村長が指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項	警察官※	指示	災害全般 市町村長が指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法第61条第1項	海上保安官	指示	同上	災害対策基本法第61条第1項
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項	自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項
(略) ※市長以外の者が、避難指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。				(略) ※市長以外の者が、避難勧告又は指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。			
(5) 関係機関等による助言 市長は、避難情報の発令にあたり必要があると認める場合は、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、横浜地方気象台、京浜河川事務所等の国の機関、県等に対し、ホットライン等により災害に関する情報等の必要な助言を求めるとします。助言を求められた国の機関、県等は、技術的に可能な範囲で必要な助言を行うこととします。 また、土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に発令した避難情報を解除する際にも、土砂災害防止法第32条に基づき、必要に応じて県等の助言を得ることとします。				(5) 関係機関等による助言 市長は、避難勧告等の発令にあたり必要があると認める場合は、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、横浜地方気象台、京浜河川事務所等の国の機関、県等に対し、ホットライン等により災害に関する情報等の必要な助言を求めるとします。助言を求められた国の機関、県等は、技術的に可能な範囲で必要な助言を行うこととします。 また、土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に発令した避難勧告等を解除する際にも、土砂災害防止法第32条に基づき、必要に応じて県等の助言を得ることとします。			
3 避難情報の伝達				3 避難勧告等の伝達			
(1) 避難情報の伝達				(1) 避難勧告等の伝達			

新	旧
<p>避難情報の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。</p> <p>なお、市は、広域にわたって避難指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、必要に応じて災害対策基本法第57条の規定に基づき、各放送機関に対し当該避難情報の内容の放送を要請します。</p> <p>(2) 避難情報の内容</p> <p>市長は、避難情報の発令を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難情報の発令対象地域</p> <p>ウ 避難先</p> <p>エ 避難に関する注意事項</p> <p>オ 警戒レベル</p> <p>(3) 県知事への報告</p> <p>市長は、避難情報の発令を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。</p> <p>4 避難情報の解除</p> <p>市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難情報を解除します。また、避難情報を解除したときは、住民等に対し、直ちにその旨を公示します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難誘導 総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者</p> <p>(略)</p> <p>1 市は、避難情報を発令したときは、防災関係機関等の協力を得て、早期避難所又は避難所等へ誘導します。</p> <p>(略)</p> <p>第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、文化生涯学習部、教育部、配備職員</p> <p>(略)</p>	<p>避難勧告等の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。</p> <p>なお、市は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、必要に応じて災害対策基本法第57条の規定に基づき、各放送機関に対し当該勧告及び指示の内容の放送を要請します。</p> <p>(2) 避難勧告等の内容</p> <p>市長は、避難の勧告又は指示を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難勧告等の対象地域</p> <p>ウ 避難先</p> <p>エ 避難に関する注意事項</p> <p>オ 警戒レベル</p> <p>(3) 県知事への報告</p> <p>市長は、避難勧告等を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。</p> <p>4 避難勧告等の解除</p> <p>市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除します。また、避難勧告等を解除したときは、住民等に対し、直ちにその旨を公示します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難誘導 総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者</p> <p>(略)</p> <p>1 市は、避難勧告等を発令したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て、早期避難所又は避難所等へ誘導します。</p> <p>(略)</p> <p>第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、文化生涯学習部、教育部、配備職員</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>1 早期避難所の開設 (略) (4) 情報収集 (略) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、十分な避難スペースを確保する必要のあることから、令和2年度より早期避難所の開設は行わず、市内の7小・中学校を自主避難所として開設することとしています。 (略) 第4 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、施設の安全性を確認の上、公立小・中学校を避難所として開設し、<u>避難者の居住地に関わらず適切に被災者の受入れを行います。</u>避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行います。災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。 (略) 1 避難所の開設 (略) (4) 県への報告 市は、<u>避難所を開設した場合、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとします。</u> 2 避難所の運営 (略) (3) 避難所の状況報告 (略) ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。 (ア) <u>避難者数及び混雑状況</u> (略) (7) 感染症患者等への対応</p>	<p>1 早期避難所の開設 (略) (4) 情報収集 (略) (新設) (略) 第4 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、施設の安全性を確認の上、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者の受入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行います。災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。 (略) 1 避難所の開設 (略) (新設) 2 避難所の運営 (略) (3) 避難所の状況報告 (略) ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。 (ア) 避難者数 (略) (7) 感染症患者等への対応</p>

新	旧
<p>インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。</p> <p>市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第6 他市町村への避難 総括・情報班</p> <p>市長は、市域に係る災害が発生するおそれがある場合、市域内で避難場所が不足し災害から住民の生命又は身体を保護するため、住民を県内他市町村へ一定期間滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長に協議します。</p> <p>また、市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長に協議します。</p> <p>市長は、住民の受入れについて他市町村に協議しようとするときは、災害対策基本法第61条の4第2項又は第86条の8第2項に基づき、その旨を県知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。</p> <p>第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応</p> <p>(1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供します。</p> <p>なお、市は、避難支援等関係者の安全確保及び提供情報の漏えい防止のため、避難支援等関係者に対して次の事項を求めます。</p> <p>ア 災害の状況や地域の実情に応じ、身の安全を確保した可能な範囲での避難支援</p>	<p>インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。</p> <p>(略)</p> <p>第6 他市町村への避難 総括・情報班 (新設)</p> <p>市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を災害から保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内の他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長に協議します。</p> <p>市長は、他市町村への一時的な避難について協議しようとするときは、災害対策基本法第86条の8第2項に基づき、その旨を県知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。</p> <p>第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応</p> <p>(1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。</p> <p>なお、市は避難支援関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮します。</p>

新	旧
<p>イ <u>必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用後の返却等の情報の適正な管理</u></p> <p>ウ <u>受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止</u></p> <p>(2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、t v kデータ文字放送(地上デジタル放送による文字放送)、<u>LINE</u>、市ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援 (略)</p> <p>(2) 市は、<u>避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者や高齢者等</u>については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、<u>障がい者や高齢者等</u>の受入れを依頼します。 (略)</p> <p>第8 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「<u>男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン</u>」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。 (略)</p> <p>第9 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部 (略)</p> <p>2 健康対策 (略)</p> <p>市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけます。</p>	<p>(2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、t v kデータ文字放送(地上デジタル放送による文字放送)、市ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援 (略)</p> <p>(2) 市は、<u>避難所での生活が困難な障害者や高齢者等</u>については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、<u>障害者や高齢者等</u>の受入れを依頼します。 (略)</p> <p>第8 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。 (略)</p> <p>第9 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部 (略)</p> <p>2 健康対策 (略)</p> <p>市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、<u>避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。</u></p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建支援班、福祉部、都市部、建設部</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅必要戸数の把握</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅建設地の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、候補地の被災状況等を勘案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建支援班、福祉部、都市部、建設部</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅必要戸数の把握</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅建設地の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、候補地の災害状況等を勘案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 市立病院の活動 市立病院部</p> <p>(略)</p> <p>第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部</p> <p>(略)</p> <p>5 医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 医薬品等の搬送</p> <p>(略)</p> <p>出典 神奈川県保健医療救護計画 (令和2年10月)</p> <p>(2) 血液の確保</p> <p>(略)</p> <p>出典 神奈川県保健医療救護計画 (令和2年10月)</p> <p>(略)</p> <p>第5 DMATとの連携 保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部</p> <p>(略)</p> <p>1 DMATの活動</p>	<p>P145</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 市立病院の活動 市立病院部</p> <p>(略)</p> <p>第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部</p> <p>(略)</p> <p>5 医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 医薬品等の搬送</p> <p>(略)</p> <p>出典 神奈川県保健医療救護計画 (平成30年3月)</p> <p>(2) 血液の確保</p> <p>(略)</p> <p>出典 神奈川県保健医療救護計画 (平成30年3月)</p> <p>(略)</p> <p>第5 DMATとの連携 保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部</p> <p>(略)</p> <p>1 DMATの活動</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(1) <u>DMAT調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）</u></p> <p>(2) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(3) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(4) <u>被災地内の災害拠点病院（市立病院）でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(5) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit, SCU）における活動（広域医療搬送）</u></p> <p>4 神奈川DMAT—L</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>DMAT調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）</u></p> <p>(2) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(3) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(4) <u>被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(5) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) <u>現場活動</u> <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等</u></p> <p>(2) <u>域内搬送</u> <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等</u></p> <p>(3) <u>病院支援</u> <u>災害拠点病院（市立病院）でのトリアージ、診療等</u></p> <p>(4) <u>広域医療搬送</u> <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）での活動</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 神奈川DMAT—L</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>病院における情報発信、トリアージ、診療等の支援（病院支援）</u></p> <p>(2) <u>患者搬送及び搬送中の治療等（地域医療搬送）</u></p> <p>(3) <u>災害現場におけるトリアージ、緊急医療等（現場活動）</u></p> <p>(4) <u>EMIS等を使った医療情報等の収集・発信</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株)横浜支社</p> <p>(略)</p> <p>2 避難誘導及び治安維持等</p> <p>(略)</p>	<p>P 1 5 1</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株)横浜支社</p> <p>(略)</p> <p>2 避難誘導及び治安維持等</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(3) 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、防災関係機関や企業等と連携して行います。</p> <p>(4) 警察は治安を維持し、市等と連携し、<u>道路交通の安全確保</u>に努めます。 (略)</p> <p>第5 帰宅困難者の搬送 避難所対策班、都市部、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、神奈川中央交通(株) (略)</p> <p>市は、<u>徒歩帰宅可能な帰宅困難者等に対しては、原則として安全に帰宅できる場合は徒歩帰宅を促しますが、長距離の徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者や遠方からの観光客等に対しては、発災後の混乱が落ち着いた後に、神奈川中央交通(株)や東日本旅客鉄道(株)横浜支社と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討します。</u></p>	<p>(3) 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、<u>警察、</u>防災関係機関や企業等と連携して行います。</p> <p>(4) 警察は治安の<u>維持を確保</u>し、市等と連携し、<u>交通安全の確保</u>に努めます。 (略)</p> <p>第5 帰宅困難者の搬送 避難所対策班、都市部、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、神奈川中央交通(株) (略)</p> <p>市は、<u>帰宅困難者が、自己の居住する地域へ速やかに帰宅ができるよう支援対策を講じ、神奈川中央交通(株)や東日本旅客鉄道(株)横浜支社と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討します。</u> <u>なお、その場合の搬送対象者は、原則として避難行動要支援者又は自力での徒歩帰宅が困難なものとしします。</u></p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 (略) (略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師(保健師班) 1 保健衛生 (略)</p> <p>(3) 衛生管理 ア 生活衛生に係る広報 <u>市は、感染症や食中毒等の発生を未然に防ぐため、食品及び飲料水の衛生管理(保存方法・調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等)、手洗いの励行、手指の消毒、トイレ等の衛生管理(消毒方法等)等の生活衛生に係る広報を実施し、被災者への周知徹底に努める。</u> イ 食品・飲料水の衛生確保 市は、<u>避難所等における食品及び飲料水の衛生管理状況を把握し、必要に応じ衛生管理指導を実施します。</u> ウ トイレ等の衛生確保</p>	<p>P153 第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 (略) (略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師(保健師班) 1 保健衛生 (略)</p> <p>(3) 衛生管理 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設</p>

新	旧
<p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。</p> <p>エ 公衆浴場等の情報提供</p> <p>市は、入浴可能な公衆浴場や理容所・美容所の営業状況の把握及び情報提供に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</p> <p>1 行方不明者の把握</p> <p>市は、災害状況や市民からの安否情報等を警察に提供し、また、警察、消防、自衛隊等の実施する行方不明者の捜索に関する情報をとりまとめる等、防災関係機関と連携した行方不明者の把握に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 検視・調査等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 検案</p> <p>ア 遺体の検案は、<u>法医学専門医、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により</u> 出動した医師等が行います。</p> <p>(略)</p>	<p>置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。</p> <p>また、<u>入浴可能な公衆浴場等</u>についての情報提供に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</p> <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>市は、災害状況や市民からの安否情報等を警察に提供し、また、警察、消防、自衛隊等の実施する行方不明者の捜索に関する情報をとりまとめる等、<u>警察及び</u> 防災関係機関と連携した行方不明者の把握に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 検視等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 検案</p> <p>ア 遺体の検案は、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により出動した医師等が行います。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、経済部、文化生涯学習部、下水道河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊</p> <p>飲料水の調達・供給など応急給水の実施にあたっては、必要に応じて地震等緊急時対応の手引き(公益社団法人日本水道協会)を参照します。</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の調達活動</p> <p>市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プール、<u>配水池</u>の水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行いま</p>	<p>P 1 5 6</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、文化生涯学習部、下水道河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の調達活動</p> <p>市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プールの水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。</p>

新	旧
<p>す。</p> <p>3 飲料水の供給活動 (略)</p> <p>(1) <u>給水方法</u> (略)</p> <p>ウ 給水拠点による給水 市は、給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、配水池等の取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。 <u>給水拠点の場所については、防災行政用無線等を活用し、市民に周知します。</u></p> <p>(2) 応援要請 <u>飲料水が不足し、確保が必要なときは、次の応援要請を行います。</u></p> <p>ア <u>協定団体への応援要請</u> 市は、協定先自治体や民間企業に対して、ペットボトル水等の提供を要請します。</p> <p>イ <u>県企業庁への応援要請</u> 市は、市のみでの応急給水が困難な場合、<u>県企業庁茅ヶ崎水道営業所へ応援を要請します。</u></p> <p>ウ <u>県企業庁を介した応援要請（日本水道協会）</u> 県企業庁茅ヶ崎水道営業所は、市より応援要請があった際に、<u>県による応援が困難な場合には、日本水道協会へ応援要請を行います。</u></p> <p>エ <u>県を介した応援要請（自衛隊）</u> <u>自衛隊への応援要請は、県より行うこととなっています。自衛隊への災害派遣を要請する際は、「緊急性」「非代替性」「公共性」の3つの原則を満たす必要があります。</u> (略)</p> <p>第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、自衛隊 (略)</p> <p>3 食料の運搬 市は、調達した食料を市の所有車両を使用し、又は協定締結先等に依頼し災害対策地区防災拠点等へ運搬します。</p> <p>4 食料の供給活動</p>	<p>3 飲料水の供給活動 (略)</p> <p>(1) <u>応急給水</u> (略)</p> <p>ウ 給水拠点による給水 市は、<u>応急給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。</u></p> <p>(2) 応援要請 <u>市は、飲料水の確保が必要なときは、広域応援要請に基づく支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、自衛隊 (略) (新設)</p> <p>3 食料の供給活動</p>

新	旧
<p>市は、自主防災組織等と連携し、原則災害対策地区防災拠点等にて調達した食料の分配又は必要に応じ炊き出し等を実施し、食料を供給方針に基づき市民に対し供給します。</p> <p>(略)</p>	<p>市は、自主防災組織等と連携し、調達した食料の分配又は必要に応じ炊き出し等を実施し、食料を供給方針に基づき市民に対し供給します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 (略) 第1 園児、児童、生徒の保護対策 こども育成部、教育部、施設管理者 1 保育園、幼稚園、学校等の対応 (略) (2) 保育園、幼稚園、学校等は、速やかに救助・救急活動等の体制を整え、応急対策活動を実施します。 (略) 第3 避難所の開設 避難所対策班、配備職員、施設管理者 (略) 1 指定避難所 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所を開設します。 (略) 2 二次避難所 <u>二次避難所に指定されている高等学校は、被害状況等を把握します。市から開設の要請があった場合には、速やかに避難者の受入れを行えるよう、体制を整えるものとします。</u> 3 その他の教育施設等 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所又は避難所へ誘導します。 また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。 (略)</p>	<p>P 1 5 9 第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 (略) 第1 園児、児童、生徒の保護対策 こども育成部、教育部、施設管理者 1 保育園、幼稚園、学校等の対応 (略) (2) 保育園、幼稚園、学校等は、速やかに<u>初期消火及び救助・救急活動等の体制を整え、応急対策活動を実施します。</u> (略) 第3 避難所の開設 避難所対策班、配備職員、施設管理者 (略) 1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力します。 (略) (新設) 2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所又は避難所へ誘導します。 また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。 (略)</p>
	P 1 6 2

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第11節 危険度判定活動</p> <p>被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関と連携しながら宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 災害時の応急対策活動 第11節 危険度判定活動</p> <p>被災宅地の崩壊による2次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、速やかに活動体制を構築し、防災上重要な施設を優先に関係機関との連携しながら宅地の調査を実施します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略)</p> <p>第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署</p> <p>1 警察</p> <p>警察は、災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛や自動車運転者のとるべき行動の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第2 交通情報の収集及び広報 茅ヶ崎警察署</p> <p>2 交通情報の広報 (略)</p> <p>また、警察広報担当者は、テレビやラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して市民への周知に努めます。</p> <p>第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊 (略)</p> <p>第6 輸送手段の確保 財務部、神奈川県トラック協会 (略)</p> <p>2 車両の調達</p> <p>市は、災害時の各種応急対策活動に必要な緊急車両の確保について、市が所有する車両を充てるほか、市内陸上運送会社や神奈川県トラック協会など協定</p>	<p>P163</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略)</p> <p>第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署</p> <p>1 警察</p> <p>警察は、災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第2 交通情報の収集及び広報 茅ヶ崎警察署</p> <p>2 交通情報の広報 (略)</p> <p>また、警察広報担当者は、テレビやラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して市民へ周知に努めるほか、ヘリコプターによる広報並びに市の協力を求めます。</p> <p>第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署、自衛隊 (略)</p> <p>第6 輸送手段の確保 財務部、神奈川県トラック協会 (略)</p> <p>2 車両の調達</p> <p>市は、災害時の各種応急対策活動に必要な緊急車両の確保について、市が所有する車両を充てるほか、市内陸上運送会社や神奈川県トラック協会の協力等</p>

新	旧
<p>締結団体の協力等により行います。さらに不足する場合は、県に対して応援要請を行うものとします。</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部</p> <p>1 緊急通行車両（確認対象車両） （略）</p> <p>(9) その他災害の発生の防^り御又は拡大の防止のための措置</p> <p>2 緊急通行車両の確認 （略） （削除）</p> <p>(1) 交付手続き 災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が事前届出済証を警察署等に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。 市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要な車両については、県公安委員会に交付申請を行います。 （略）</p> <p>第9 船舶等による海上輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班、湘南海上保安署</p> <p>（略）</p> <p>1 航路の障害物除去</p> <p>(1) <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、市に報告するとともに、障害物除去等に努めます。</u></p> <p>(2) <u>第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を市に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。</u></p> <p>2 港湾及び漁港の応急復旧等</p>	<p>により行います。さらに不足する場合は、県に対して応援要請を行うものとします。</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部</p> <p>1 緊急通行車両（確認対象車両） （略）</p> <p>(9) その他災害の発生の防^ぎよ又は拡大の防止のための措置</p> <p>2 緊急通行車両の確認 （略）</p> <p>(1) 事前届出手続き 市は、<u>応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証等の交付を受けておくものとします。</u></p> <p>(2) 交付手続き 災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が事前届出済証を警察署等に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。 市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要な車両については、県公安委員会に交付申請を行います。 （略）</p> <p>第9 船舶等による海上輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班</p> <p>（略） （新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>(1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市に対して被害状況報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。</p> <p>3 海上交通安全の確保</p> <p>(1) 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。</p> <p>(3) 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。</p> <p>4 物資受入れ港の確保</p> <p>物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保します。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>第4 都市ガス施設 <u>東京ガスグループ</u></p> <p>東京ガスグループは、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を工事、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害時における広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報の方法</p>	<p>P 1 6 7</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>第4 都市ガス施設 <u>東京ガス(株)神奈川西支店</u></p> <p>東京ガス(株)は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を工事、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害時における広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報の方法</p>

新	旧
<p>地方自治体等の関係機関と連携しながら、ガス施設の被害状況、復旧予定等テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。</p> <p>ガスの供給・復旧状況等については、東京ガスグループホームページの「復旧マイマップ」で周知します。</p> <p>(略)</p> <p>第8 現地作業調整会議の開催 市、防災関係機関、ライフライン事業者</p> <p>市は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係機関及びライフライン事業者等と連携し、災害対策本部の対処方針等に基づき、必要に応じて、<u>現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催することとします。</u></p>	<p>広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。<u>また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第14節 警備・救助対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>(1) 警察は、大規模災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を長とする茅ヶ崎警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防犯対策</p> <p>警察は、被災したことにより無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、自主防災組織やボランティア関係組織・団体等との連携を図り、パトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。</p> <p>また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、<u>災害に便乗した犯罪</u></p>	<p>P 1 7 4</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第14節 警備・救助対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>(1) 警察は、大災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を長とする茅ヶ崎警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 行方不明者の捜索</p> <p>警察は、市及び防災関係機関と協力して、行方不明者の捜索を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 防犯対策</p> <p>警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、自主防災組織やボランティア関係組織・団体等との連携を図り、<u>被災地及びその周辺における</u>パトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。</p> <p>また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の</p>

新	旧
<p>の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど被災地の社会秩序の維持に努めます。</p> <p>(7) ボランティア等との連携 警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 広報 ア 警察が行う広報は、災害の状況、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とします。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 広域応援 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助の要求を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第2 海上における警備・救助対策 湘南海上保安署</p> <p>(略)</p> <p>2 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）が実施する応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>維持に努めます。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 広報 ア 警察が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とします。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 海上における警備・救助対策 湘南海上保安署</p> <p>(略)</p> <p>2 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）が実施する応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 危険物の保安措置 危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行います。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第15節 広域応援・受援活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 職員の派遣要請 総括・情報班、広域連携班、総務部</p> <p>(略)</p> <p>3 応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣</p>	<p>P175</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第15節 広域応援・受援活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 職員の派遣要請 総括・情報班、広域連携班、総務部</p> <p>(略)</p> <p>3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく職員の派遣</p>

新		旧																															
<p>本制度は、<u>応急対策職員派遣制度</u>に関する要綱及び災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱に基づき、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村の災害対応業務や災害マネジメントを支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みです。この運用に当たっては、<u>本制度</u>における関係機関である、地方公共団体、地方三団体、指定都市市長会、内閣府及び消防庁と総務省とが協力して実施します。</p> <p>(略)</p> <p>第5 自衛隊の受入れ 総括・情報班、広域連携班</p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">連絡先（窓口）</th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 35%;">県防災行政通信網番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東部方面混成団本部 第3科</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6 警察災害派遣隊の受入れ 総括・情報班、茅ヶ崎警察署</p> <p>1 警察災害派遣隊の主な活動</p> <p><u>警察災害派遣隊は、大規模災害発生時等に直ちに派遣され、原則として、被災地の支援を受けることなく自活して即応部隊と、大規模災害発生時等から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊とで構成し、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、行方不明者の捜索、治安の維持等の活動を行います。</u></p> <p>2 援助の要求及び受入れ</p> <p><u>県公安委員会は、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察災害派遣隊の援助を要求します。</u></p> <p><u>神奈川県警察本部は、警察庁等と派遣期間、活動場所、派遣人員、活動内容等の派遣に係る事項の調整を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11 内閣府調査チームの派遣</p> <p><u>国は、大規模な被害が想定される場合、必要に応じて直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握、市の支援を行います。</u></p>		区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	略	略	略	東部方面混成団本部 第3科	略	略	海上自衛隊	略	略	略	<p>本システムは、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱に基づき、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村の災害対応業務や災害マネジメントを支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みです。この運用に当たっては、<u>本システム</u>における関係機関である、地方公共団体、地方三団体、指定都市市長会、内閣府及び消防庁と総務省とが協力して実施します。</p> <p>(略)</p> <p>第5 自衛隊の受入れ 総括・情報班、広域連携班</p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">連絡先（窓口）</th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 35%;">県防災行政通信網番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東部方面混成団訓練科</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6 警察災害派遣隊の要請及び受入れ 総括・情報班、茅ヶ崎警察署</p> <p><u>市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して警察の広域応援部隊である警察災害派遣隊の派遣を要請します。</u></p> <p><u>また、警察災害派遣隊の円滑な受入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>		区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	略	略	略	東部方面混成団訓練科	略	略	海上自衛隊	略	略	略
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																														
陸上自衛隊	略	略	略																														
	東部方面混成団本部 第3科	略	略																														
海上自衛隊	略	略	略																														
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																														
陸上自衛隊	略	略	略																														
	東部方面混成団訓練科	略	略																														
海上自衛隊	略	略	略																														

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第17節 災害廃棄物等の除去及び処理 (略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部</p> <p>災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、<u>茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画及び茅ヶ崎市災害廃棄物処理業務マニュアルに基づき行います。</u></p> <p>なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。</u></p>	<p>P182</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第17節 災害廃棄物等の除去及び処理 (略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部</p> <p>災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、<u>茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルに基づき行います。</u></p> <p>なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災状況の調査</p> <p>第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 (略)</p> <p>(2) 生活再建支援等に係わる調査</p> <p>ア <u>罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施</u></p> <p>市は、災害見舞金等を支給するために、<u>罹災証明書</u>が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、<u>罹災証明書</u>の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。</p> <p>イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施 (略)</p> <p>なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害原因で死亡した</p>	<p>P188</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災状況の調査</p> <p>第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部、消防部</p> <p>(略)</p> <p>2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 (略)</p> <p>(2) 生活再建支援等に係わる調査</p> <p>ア <u>り災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施</u></p> <p>市は、災害見舞金等を支給するために、<u>り災証明書</u>が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、<u>り災証明書</u>の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。</p> <p>イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施 (略)</p> <p>なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害原因で死亡した</p>

新	旧
<p>ものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。<u>災害関連死の認定については、内閣府が公表している災害関連死事例集等を参考にして、判断を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 罹災証明書等の交付 財務部、消防部</p> <p>市は、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請に基づき、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面として<u>罹災証明書</u>の交付を行います。</p> <p>(略)</p> <p>4 罹災証明書の交付</p> <p>罹災証明書は、被災者からの申請に基づき市長又は消防署長が交付します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>罹災台帳</u></p> <p>建物等の被害調査結果等を基に<u>罹災台帳</u>作成し、<u>罹災証明書</u>の証明内容の確認台帳とします。</p> <p>(3) <u>罹災証明書の交付</u></p> <p>被災者から<u>罹災証明書</u>の交付申請があったときは、<u>罹災台帳</u>に基づき、交付します。</p> <p>(4) 再調査の申し出</p> <p>被災者は、<u>罹災証明書</u>の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ることができるものとします。申し出があった建物に対し、迅速に調査を実施し、<u>罹災証明書</u>を交付します。</p> <p>5 罹災証明書の交付に関する広報</p> <p><u>罹災証明書</u>の交付は、臨時広報紙、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。</p>	<p>ものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 <u>り災証明書</u>等の交付 財務部、消防部</p> <p>市は、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請に基づき、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面として<u>り災証明書</u>の交付を行います。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>り災証明書</u>の交付</p> <p><u>り災証明書</u>は、被災者からの申請に基づき市長又は消防署長が交付します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>り災台帳</u></p> <p>建物等の被害調査結果等を基に<u>り災台帳</u>作成し、<u>り災証明書</u>の証明内容の確認台帳とします。</p> <p>(3) <u>り災証明書の交付</u></p> <p>被災者から<u>り災証明書</u>の交付申請があったときは、<u>り災台帳</u>に基づき、交付します。</p> <p>(4) 再調査の申し出</p> <p>被災者は、<u>り災証明書</u>の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ることができるものとします。申し出があった建物に対し、迅速に調査を実施し、<u>り災証明書</u>を交付します。</p> <p>5 <u>り災証明書</u>の交付に関する広報</p> <p><u>り災証明書</u>の交付は、臨時広報紙、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。</p>
<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第3節 生活再建支援対策</p> <p>(略)</p>	<p>P 1 7 2</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第3節 生活再建支援対策</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第4 生活再建支援策 各項目参照</p> <p>(略)</p> <p>2 一般の生活再建支援策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>ウ 男女共同参画の視点に配慮した<u>相談体制の整備</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>イ 外国人被災者への支援の実施</p> <p>(ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信 市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、<u>応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。</u></p> <p>(イ) 外国人相談窓口の設置 市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、<u>罹災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。</u> 県では、(公財) <u>かながわ国際交流財団等と連携して、災害多言語支援センターを設置し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。</u></p> <p>(5) 社会福祉施設等 福祉部 市は、<u>社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。</u></p> <p>(6) 生活環境の確保 保健所部</p> <p>ア 食料・飲料水の安全確保 市は、<u>炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。</u> また、<u>水道施設の復旧が完了するまでの間、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲</u></p>	<p>第4 生活再建支援策 各項目参照</p> <p>(略)</p> <p>2 一般の生活再建支援策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>ウ 男女共同参画の視点に配慮した<u>精神的支援</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>イ 外国人被災者への支援の実施</p> <p>(ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信 市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、<u>仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。</u></p> <p>(イ) 外国人相談窓口の設置 市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、<u>り災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。</u> <u>また、ボランティア等を活用し、可能な限り母国語で相談に応じることができるよう体制を整備します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>料水と指定利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。</p> <p>イ 公衆浴場等の情報提供 市は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。</p> <p>(7) 教育の再建 教育部</p> <p>ア 学校施設の再建、授業の再開 市は、授業の早期再開を図るため校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。</p> <p>また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。 私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。</p> <p>イ 児童・生徒等への支援 市は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。</p> <p>(8) 歴史的公文書の修復等 県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。</p> <p>(9) ボランティアの活動支援</p> <p>ア 要配慮者に対するボランティア活動支援 県は、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。</p> <p>イ 被災地のボランティア団体に対する支援 県は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に係わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略) 第3 市街地復興 企画部、都市部 (略)</p>	<p>P197 第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略) 第3 市街地復興 企画部、都市部 (略)</p>

新	旧
<p>3 都市計画案の作成、事業実施 市は、<u>必要に応じて</u>、アンケート調査等で意見集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きを行います。 (略)</p> <p>第4 都市基盤施設等の復旧・復興 <u>企画部、経済部、文化生涯学習部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスグループ</u> (略)</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興 市は、幹線道路、公園、河川、漁港等の骨格的都市基盤整備、ライフラインの地中化の整備や耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本目標とします。 (略)</p> <p>(4) 河川・砂防施設 市及び<u>国、県</u>は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化等、防災性の向上に努めます。 (略)</p>	<p>3 都市計画案の作成、事業実施 市は、アンケート調査等で意見集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きを行います。 (略)</p> <p>第4 都市基盤施設等の復旧・復興 <u>企画部、経済部、文化生涯学習部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)</u> (略)</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興 市は、幹線道路、<u>都市公園</u>、河川、漁港等の骨格的都市基盤整備、ライフラインの地中化の整備や耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本目標とします。 (略)</p> <p>(4) 河川・砂防施設 市及び<u>県</u>は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化等、防災性の向上に努めます。 (略)</p>